

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

カントリー・オブ・オリジン 情報レポート

インド

2006年10月

RDS-IND

カントリー・オブ・オリジン 情報サービス

目次

序文

最新ニュース

インドにおける出来事 2006年10月1日—27日

2006年10月1日以降に出版された、または届いたインドに関する報道

背景情報

地理	1.01
地図	1.06
経済	2.01
歴史	3.01
近年の発展	4.01
憲法	5.01
政治制度	6.01

人権

序論	7.01
治安部隊	8.01
警察	8.01
恣意的逮捕と拘禁	8.04
拷問	8.06
法的に認められない殺害	8.10
軍隊	8.11
恣意的逮捕と拘禁	8.17
拷問	8.19
法的に認められない殺害	8.21
他の政府軍	8.24
訴状の手段	8.26
兵役	9.01
非政府武力による虐待	10.01

拷問	10.07
司法機関	11.01
構成	11.01
高等裁判所	11.05
ファスト・トラック裁判所	11.07
ロク・アダラット	11.09
独立	11.11
公平な裁判	11.12
法的扶助に関する規定	11.21
刑法	11.22
刑事訴訟法	11.25
逮捕・勾留一法的権利	12.01
軍特別権限法 (AFSPA)	12.05
監獄の環境	13.01
死刑	14.01
所属政党	15.01
政治的表現の自由	15.01
結社と集会の自由	15.02
野党と政治活動家	15.08
言論と報道の自由	16.01
人権団体の組織と活動	17.01
不正行為	18.01
信仰の自由	19.01
異宗教間の結婚	19.08
宗教上の緊張関係	19.10
宗教の改宗	19.24
イスラム教徒	19.43
アヨージャモスク	19.43
2002年グジャラート州暴動ゴドラ列車事件	19.45
Bilqis Yakoob Rasool	19.61
ベスト・ベーカリー事件	19.63
他の事件	19.74
キリスト教徒	19.79
シーカー教徒とパンジャブ地方	19.105
シーカー教と歴史的背景	19.105
パンジャブにおける武装集団の暴力	19.120

パンジャブにおける人権問題	19.130
虐待の方法	19.141
治安部隊員の起訴	19.144
パンジャブ州人権委員会	19.151
パンジャブにおける失踪事件に関する 調整のための委員会 (CCDP)	19.155
人権に関する人民の委員会	19.158
ナナバティ委員会	19.159
パンジャブにおける現在の状況	19.163
シーク教徒の国内の移住	19.172
仏教徒およびゾロアスター教徒	19.182
民族グループ	20.01
レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、 トランスジェンダーの人びと	21.01
身体障害	22.01
女性	23.01
概要	
法律的権利	23.11
政治的権利	23.19
政治の中の女性	23.19
職場での女性	23.25
性の不均衡	23.28
婚姻	23.38
児童婚姻	23.49
ドメスティック・バイオレンス	23.52
持参金	23.64
社会的・経済的権利	23.75
性差別	23.75
女性に対する暴力	23.78
社会的暴力	23.78
サティー	23.88
レイプ	23.90
女性を援助する組織	23.104
児童	24.01
基礎情報	24.01
教育	24.33

児童保育	24.40
健康問題	24.45
異なるカースト間に生まれた子供	24.46
不法取引	25.01
医療問題	26.01
治療と薬の入手可能性についての概観	26.01
HIV/AIDS—坑レトロウイルス療法	26.15
ガン治療	26.29
腎臓透析	26.35
心の健康	26.36
人道的問題	27.01
運動の自由	28.01
国内避難民	29.01
外国からの難民	30.01
市民権と国籍	31.01
雇用の権利	32.01

添付書類

- 添付 A — 主な出来事の年表
- 添付 B — 政治組織
- 添付 C — 政治の構造と選挙結果の要約
- 添付 D — 過去と現在の著名人
- 添付 E — 略語リスト
- 添付 F — 基礎資料の参考文献

人権

序論

7.01 米国議会図書館連邦調査部門の国の概要：2004年インドの記載。

“インドにおける人権問題は存在するが、一般的には世界の深刻な人権侵害国家とは見なされていない。ある地域や対立住民間の暴力においては人権問題が深刻で、治安部隊、反政府勢力、またあらゆる民族のグループは全て、ジャム、カシミール、グジャラート、マハラシュトラ、ウッタルプラデシ州とあらゆる北東部の州において人権侵害を非難されている。さらに、ヒンドゥーの組織は宗教的少數派—特にイスラム教徒とキリスト教徒—への攻撃と、差別的待遇や明白な特定の政治団体からの支援を受けていると非難されている。国際人権機関とインド国内人権委員会は共に警察とさまざまな場においての司法当局の公平性に疑いをもっている。一方、人権団体はインドが2004年9月に、2002年テロ防止法を廃止したことを評価している。この法令は新政府と国際機関が共に、治安部隊が人権侵害を可能にするものだと批判していたものである。[112]

7.02 2005年米国務省(USSD)の報告書の引用。

“インドは長期に渡り多党、連邦政府、二院制議会の民主主義であり…政府は通常国民の権利を尊重するが、しかしながら数多くの深刻な問題がなお存在する。政府役人は特別な反テロ関連法案により、ジャム、カシミール、その他の北東部の州における活発な反政府勢力との戦闘での過大武力行使を正当化している。人権侵害を犯した治安部隊担当官は通常、個人レベルの虐待ケースや法廷制度による加害者への処罰の調査報告があるにも関わらず、事実上の法的処罰を受けずにすんでいる。政府と警察部隊の腐敗は国特有のもので、政府はマスメディアからの注目がある稀な場合を除いては、問題をあいまいなままにしている。政府と治安部隊の確固たる責任の欠如が、人権侵害がたびたび処罰されずに横行している雰囲気を映し出している。国は多くの人権擁護法を定めているが、法の施行は緩く、有罪判決は稀である。カーストに基づく人種差別の社会的受容は偏在し、多くの確認されている人権侵害は下層カーストの人々に対するものである。報告されているその他の人権侵害問題は下記である。

- 法的に認められない殺害と拘留中の殺害
- 警察や治安部隊による拷問と強姦
- 粗末な刑務所の待遇、長期に渡る公判前の容疑なしの拘禁、そして長期に渡る公判中の拘禁
- 時折の報道の自由と行動の自由の規制

- 人権監視員に対する嫌がらせと拘束
 - 政府のあらゆるレベルにおける腐敗
 - 女性に対する法的なまたは社会の差別
 - 強制売春、児童買春、女児殺害、墮胎
 - 女性と児童の密売
 - 障害者に対する差別
 - 先住民族、指定カースト及び指定部族に対する差別と暴力
 - カーストや宗教に基づく暴力
 - 年季奉公、奴隸と児童労働の搾取 [2c] (イントロダクション)
- 7.03 続けて以下が同じ報告書に記載されている。“カシミールと北東地域の分離主義派ゲリラとテロリストにより軍隊の隊員、警察、政府関係者、民間人の殺害を含む数々の深刻な虐待が行われた。反政府勢力は広範囲に及ぶ拷問、強姦、そして断頭、誘拐、強奪を含む他の暴力に関与している。” [2c](イントロダクション)
- 7.04 2006年1月のヒューマン・ライツ・ウォッチの国の概要の記載。
“国民会議派が主導権をとる連合政権が2004年に選出され、2005年には人権を尊重する重要で積極的な対策が講じられた。国軍特別権限法案を審査する委員会が発足された。首相は1984年の反シーカ派による暴動について謝罪した。政府はインド行政下にあるカシミールでの部隊による人権侵害の終結の保証を誓い、インド軍の行為により、7月に過激派と間違われ3人の少年が死亡したことを謝罪した。知る権利、土地の権利、最低雇用保障が新しい法案により強化される可能性があるが、いくつかの問題は存続している。” [26i]
- 7.05 2005年10月8日更新のFCO（英国政府の海外・連邦庁）によるインドの年間レポートの記載。
“インドは主な人権に関する国際条約と盟約に署名しそれらを承認しているが、拷問に関する条約にだけは署名しかなされていない。多くの地域において前進が見られるが、履行は州によって異なり人権問題の意識は一貫性がない。結果として、女性、児童、少数派、指定カースト及び指定部族の権利は多くの場合軽視されている。特に社会的及び経済的に不利な立場にある人々が攻撃されている。” [7i]
- 7.06 2005年11月3日のBBCの報道によると、インド人権委員会が要求した報告にはタミルナドゥとカルナタカ州の警察が無法者であるビーラッパンの捜査中に深刻な虐待を行い、ビーラッパンは2004年10月に銃殺されたとしている。報告書は警察のこの捜査中の村民の扱いにも言及している。多くの人々が不当に投獄されたとも主張している。報告書の詳細は事前に漏らされた。2つの州の警察はいかなる不正行為をも否定している。[32in]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

治安部隊

警察

- 8.01 2004年8月19日の科学者連盟(FAS)ウェブサイトの情報によると警察は連邦内務省の支配下にある民生権限で、首相による連邦政権、州首相による州、及び大臣の主な議会、それぞれを代表する幹部の従属にある。25の州政府は治安維持における主な責任がある。各州は警察長官(DGP)率いる部隊を自ら所有しており、さらにそれ以外の多くの長官または警察監察官(IGP)が設けられ、あらゆる職を監察している。[58]
- 8.02 米国議会図書館連邦調査部門の国の概要：2004年インド報告書の記載。
“2002年10月現在、インドには1,015,416人の警察官があり、全国平均では125人につき1人の警察官となる。警察は州政府の管轄下にあり、中央政府の承認があれば、州は警察予備部隊を設置することが許可されている。13の全ての警察予備部隊は反政府勢力の傾向がある北東部の州におかれている。州警察は大抵、場合にもよるが、民兵組織と軍隊の援助を受け国内治安の維持をはかる。2000年8月の警察刷新についての政府の報告書は、インド警察は一般市民との関係を改善するべきで、犯罪防止をより優先し、社会基盤の整備を行うべきだと提案している。前回の国家警察の見直しは1970年代後半に行われ、その時の提言はまだ実行されていない。[112]
- 8.03 科学者連盟(FAS)のウェブサイトによると、インドの情報機関は、あらゆる分野の犯罪と国家安全問題を担当するインド首位に位置する調査機関である中央投資局(CBI)、インド国内の情報機関で特に国境地域情報収集の任務のある情報局(IB)、そしてインドの国外、特にパキスタンでの活発的な情報機関である研究分析局(RAW)が含まれる。[58]

恣意的逮捕と拘禁

- 8.04 カナダ移民委員会がまとめた2006年1月付けの意見書の記載。
“インド憲法が恣意的逮捕を禁止しているにも関わらず、このような慣習は2002年、2003年、そして2004年に行われている…アムネスティ・インターナショナルはジャム、カシミール、アンドラプラデシ、アルナチャルプラデシュ、カルナタカ、そしてニューデリー連邦管轄領における政敵の‘予防検束’、同様に2003年の先住民族と彼らと活動していた活動家の恣意的逮捕を文書で公表した。”[4p]
- 8.05 アジア人権委員会2006年3月3日付けの緊急懇願書の記載。
“アジア人権委員会(AHRC)はその現地パートナーである人民人権自警団(PVCHR)より、インドのワーラーナシーでの現地警察官による人権侵害についての情報を入手した。この現地警察官は全く罰せられず、この最近の事件で、サ

ントシュ・クマール・シンは強制的且つ恣意的に拘禁され、後に警察官により銃殺された。この警察官は殺害を‘偶然の’死と説明している。” [57b]

拷問

- 8.06 2005 年 USSD 報告書によると、“法律で拷問は禁止されており、一般的に強制的な自白は法廷では受け入れられない。しかし当局はたまに管理尋問中に拷問をその場の処罰として行い金を巻き上げていた。” [2c]
- 8.07 2006 年度アムネスティ・インターナショナルの年間報告書によると、“政治的な動機による暴行はわずかに減少したが、拷問、拘留中の死亡、及び‘失踪’は今も報告されている。少なくとも 38 人が拘留中に死亡したと伝えられている。” [3q]
- 8.08 2005 年度 USSD 報告書はさらにこう述べている。
“ACHR は拘留中の死亡は深刻な問題で警察が定期的に拷問を用いてきたと主張している。なぜなら多くの人々が、拷問の被害者は拘留中に死亡し、他の被害者は目撃者が少ないため口を開くのを恐れていると主張している。しかし大抵、拷問の跡が死亡した抑留者の身体に発見されている。全国の拘置施設での警察官による拷問のまん延は、警察による拘留時の死亡の数に反映されている。警察と看守は通常新しい囚人に対して金銭と個人の所持品目的で暴行を行っていた。それに加えて警察は通例、管理尋問の際に抑留者に対して拷問を行っていた。警察官はこのような違法行為のため起訴の対象となるのだが、通常政府は彼らに責任追及することを怠っている。アムネスティ・インターナショナル (AI) によると拷問は通常、犯罪捜査中と違法の恣意的逮捕に続いて行われていた。
“2 月にジャランダール地区の警察が被差別カーストの青年を、窃盗の自白を拒否したため拷問し殺害した。タミルナドゥでは 5 月に警察が下層カーストに属する男性マリアッパンを、彼が雇っていた家から貴重品を盗んだとして逮捕した。マリアッパンはマスメディアに警察により拘留中に重傷を負わせられたと話した。” [2c]
- 8.09 続けて以下が 2005 年 USSD 報告書に記載されている。
“年間で拘留中の、特に反政府勢力とみなされている者の死亡は一般的であった。2002 年から 2003 年にかけて、内務省は拘留中の死亡が 2002 年の 1,340 件から 2003 年末には 1,462 件に増加したと報告した。NHRC によると、州政府は少なくとも 3,575 件の以前の拘留中の死亡のケースを検査していない。” [2c] (セクション 1a)

目次に戻る
出典一覧表へ

法的に認められない殺害

- 8.10 USSD 報告書によると、
“拘留中の、拷問やその他の虐待によるとされる死亡が報告されている。例をあ

げると、西ベンガルで 6 月に、人権非政府組織（NGO）の報告によるとスニル・ロイはすりを働いたとされて抑留され、後に警察署で死亡した。警察は彼が自分のベルトで首を吊って死んだと主張するが、NGO は、規定によるとベルトは投獄前には外さねばならないことになっており、ロイの身体には他の負傷の跡が残っていたと主張する。” [2c]

“年間で拘留中の、特に反政府勢力とみなされている者の死亡は一般的であった。2002 年から 2003 年にかけて、内務省は拘留中の死亡が 2002 年の 1,340 件から 2003 年末には 1,462 件に増加したと報告した。NHRC によると、州政府は少なくとも 3,575 件の以前の拘留中の死亡のケースを捜査していない。” [2c]

“信憑性のある報告書によると、全国の警察は通常、法的に義務がある逮捕報告書の提出を怠っており、そのための未解決の拉致が何百件にもものぼる。親類がその特定の人物が警察に連行されその後全く連絡がないと訴えるが、警察は通常このような申し立てを、逮捕歴がないという理由で拒否する。” [2c]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

軍隊

- 8.11 2005 年 12 月付け米国のインドの背景注釈によると、

“インド軍隊の統帥権はインド大統領に帰属している。インドの防衛、そして軍隊に関する政策は総じて連邦内閣により考案され承認される。首相率いる内閣は大臣と、国防大臣と呼ばれる防衛のポートフォリオを握っている大臣により構成されている。” [2f] (防衛)

- 8.12 2004 年 11 月更新の CIA (中央情報局) 世界調査の引用によると、軍隊は陸軍、海軍、空軍、沿岸警備隊、あらゆる治安部隊や準軍事組織により構成されている。

(国境治安部隊、アッサムライフルズ、国家安全警備隊、インドーチベット国境警備隊、特殊国境警備隊、中央予備警察部隊、中央産業保安部隊、鉄道防護軍、そして防衛安全隊が含まれる)。 [35] (p12)

- 8.13 2005 年 12 月の米国のインドの背景注釈の記載。

“インド陸軍は 110 万人以上の兵力と 34 師団の守備を保有する。その主要な任務は外的脅威からの国の領土保全の保障である。軍は近年のジャムとカシミール、また北東部の地域における対テロ作戦に重点的に部隊を送っている。インド海軍はこの地域において圧倒的に有能な海軍である。彼らは一艘の航空母艦を作動させており、あと 2 艘は発注済である。そして 14 艘の潜水艦と、15 層の水上戦闘艦を所有する…インド空軍は近代化と新たな戦術により 21 世紀の欧米式軍力へと発展する過程にある。” [2f] (防衛)

- 8.14 2005 年 12 月の米国のインドの背景注釈によると、

“インド軍隊の統帥権はインド大統領に帰属している。インドの防衛、そして軍隊に関する政策は総じて連邦内閣により考案され承認される。首相率いる内閣は大臣と、国防大臣と呼ばれる防衛のポートフォリオを握っている大臣により構成されている。” [2f] (防衛)

- 8.15 2004年11月更新のCIA(中央情報局)世界調査の引用によると、軍隊は陸軍、海軍、空軍、沿岸警備隊、あらゆる治安部隊や準軍事組織により構成されている。(国境治安部隊、アッサムライフルズ、国家安全警備隊、インドーチベット国境警備隊、特殊国境警備隊、中央予備警察部隊、中央産業保安部隊、鉄道防護軍、そして防衛安全隊が含まれる)。[35] (p12)

- 8.16 2005年12月の米国のインドの背景注釈の記載。

“インド陸軍は110万人以上の兵力と34師団の守備を保有する。その主要な任務は外的脅威からの国の領土保全の保障である。軍は近年のジャムとカシミール、また北東部の地域における対テロ作戦に重点的に部隊を送っている。インド海軍はこの地域において圧倒的に有能な海軍である。彼らは一艘の航空母艦を作動させており、あと2艘は発注済である。そして14艘の潜水艦と、15層の水上戦闘艦を所有する…インド空軍は近代化と新たな戦術により21世紀の欧米式軍力へと発展する過程にある。” [2f] (防衛)

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

恣意的逮捕と拘禁

- 8.17 2006年度カシミール自由の家報告書によると、

“政府はたびたび拘禁を無効にする司法命令を無視している。そして治安部隊は裁判所命令に従うことを拒否している。多くの司法虐待は1978年公衆安全法及び他の広範にわたり立案された法により促進されており、それらの法が、行政機関が人々を容疑や公判なしで2年まで拘束することを許可している。保護法に基づく拘禁は更新不可であるが、行政機関はたびたび容疑者を新たな容疑で再逮捕し新たな拘禁を課している。2005年度アムネスティ・インターナショナルの報告書によるとこのような法律の下におおよそ600人が今なお予防検束されている。新州政府は2002年11月に公判なしの抑留者のケースを再調査し、容疑がない者を釈放すると約束した。審査委員会が2003年に何度も開かれ数人の囚人が釈放されたが、この確約の履行はあまりなされていない。” [43c]

- 8.18 同じ報告書が以下に続く。

“積極的措置の中で、厳しい2002年テロ防止法が布かれた。この法は処罰される犯罪の定義を拡大し広範囲にわたる犯罪行為に厳しい処罰を規定することにより、尋問と拘禁における行政機関の権限を拡大させた。この法は2004年9月に新中央政府により撤回された。しかし2つの広範囲に布かれた法—軍事特別法と擾乱地

域法一がインド軍に正当な理由なしに容疑者の自宅を捜索し逮捕し、見つけ次第発砲し、過激派や武装兵と思われる者の家や建物を破壊することを許可し、さらに、軍事特別法はニューデリーがいかなるインド軍の捜査をも許可せねばならないことを命じている。州人権委員会が人権についてのクレームを調査しているが、（この調査が始まって以来何百件ものクレームが寄せられており、殆どが囚人釈放、拘留中の死亡、治安部隊による嫌がらせを受けたということに関するものである）全く不十分な情報源や社会基盤によりその調査は阻止されている。加えて、違反行為で有罪とされた者に対して軍や他の連邦治安部隊が直接捜査すること及び何らかの措置を講じることはできない。兵士が裁判にかけられることは滅多にない。しかし新州政府は政権を握った後、責務向上のためにいくつかのイニシアチブを企てた。2003年6月に、118人の治安部隊員が人権侵害で処罰されたと報告された。” [43d]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

拷問

- 8.19 2006年に出版された2005年USSD報告書によると、“全国的に軍隊や準軍事部隊が特に反政府勢力地域において、拉致、拷問、強姦、恣意的逮捕、そして過激派や非戦闘民間人の殺害に関与したとの疑惑がある。” [2c] (人権の尊重 セクション1)
- 8.20 アムネスティ・インターナショナルの年間報告書(2006年)によると：“北東部の多くの州やアンドラプラデシ、ビハール、ジャールカンド及び西ベンガルにおいて、武装勢力による拷問、一般市民への攻撃や殺害を含む虐待の報告がある。” [3q] (対立組織による虐待)

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

法的に認められない殺害

- 8.21 2004年USSD報告書によると、
“7月11日、北東のマニプール州で人民解放軍(PLA)のメンバーとされるマノラマ・デヴィが州の準軍事組織であるアッサムライフルズによる拘留中に死亡したとされる。関係者は当初デヴィが殺害、拷問、または強姦されたことを否定していたが、検視報告書によると、彼女が複数の銃創により死亡し、脛出血、その他の負傷に加え肝臓と胆嚢のせん孔があり、そして法医学的検査により彼女の衣服に精液の付着があったことが判明した。このケースはデモと暴動を促進し、マニプールの治安情勢を深刻な悪化に導いた。国家女性委員会(NCW)はこのケースを公表し、軍は捜査を命令した。しかしながらこの年末までに彼女の死に関する過失性は証明されていない。” [2j] (セクション1a)

- 8.22 2005年 USSD 報告書によると、
“2004年7月のマノラマ・デヴィ強姦/拘留中死亡のケースに対して何の処置もとられていない。ウペンドラ委員会が2004年11月に設立されデヴィのケースを調査し州政府に報告書が提出された。取調べは事件の夜勤務中であったアッサムライフルズの隊員のDNA指紋鑑定と血液サンプルなしで結論が出されており、報告書の内容は未公表とされた。7月23日に州高等裁判所はマニプール政府に対して報告書を連邦内務省に提出し公表するよう命令を出した。8月31日、マニプール政府はニューデリー高等裁判所の決定を控訴した。控訴は年末の時点で保留中である。” [2c] (セクション1a) (人権の尊重)
- 8.23 2006年カシミール自由の家報告書による記載。
“繰り返される暴行の中、幾千人の過激派、治安部隊隊員、及び民間人が毎年殺害されている。およそ50万人のカシミールに配備されている兵士、連邦準軍事組織部隊及び警察を含むインド治安部隊が恣意的逮捕、拘禁、拷問、「失踪」、過激派の疑いのある者または民間支持者とされる者の拘留中殺害を行った。3000人から8000人が反乱の過程において失踪したとされている。対暴動活動の一環として政府は元過激派により構成される親政府武装グループを編成、武装させている。これらのメンバーは罰せられることなく親パキスタン過激派や民間人に対してさまざまな人権侵害を行っていると報告されている。現地の活動家は前年と同じレベルでの人権侵害が継続して行われていると報告している。” [43c]

他の政府軍

準軍事組織

- 8.24 準軍事組織に関する2004年米国議会図書館連邦調査部門の国の概要の記載。
“警察は州政府の傘下にあり、中央政府は州が必要であるとして中央準軍事組織を供給し援助することができる。それらは特に沿岸、国境、及び緊迫している軍地区へ送られ、また反乱に対する地方警察部隊を助けるためのものである。また準軍事組織は通常、反政府勢力に戦闘と高度武器や兵器の使用において劣るため、準軍事組織の訓練、武器、そして内政情報の改善に多いなる関心を持っている。1,089,700人の活発な準軍事部隊隊員（警察を含む）、と1,027,000人の有志予備軍がいる。内務省は中央予備警察部隊（CRPF；167,400人活動中）、アッサムライフルズ（52,500人）、国境治安部隊（BSF；174,000人）、インドチベット国境警察（ITBP；32,400人）、及び軍のCRPFとBSFにより構成されている国家安全警備隊（NSG；7,400人）を傘下におく。その他の準軍事組織は中央産業保安部隊（95,000人）、特殊保護団体（3,000人）、特殊国境部隊（9,000人）、防衛安全隊（31,000人）、鉄道防護部隊（70,000人）、及び沿岸警備隊（8,000人以上と34の警備艇）が含まれる。有志による軍隊は国防市民軍兵（574,000人）及び市

民防衛隊（453,000人）が含まれる。有志による軍隊はほぼ軍事教育は受けず内紛や救済活動の任務にあたる。” [112]

- 8.25 2006年アムネスティ・インターナショナル人権報告書によると、
“7月に4人の11歳から15歳の未成年者がクプワラ地区において準軍事部隊のラーシュトリーヤライフルズに銃殺された。現地の住民によると、彼らは結婚式披露宴に参加しており散歩に出たところ停止するよう命令されたので逃走したという。また軍はその夜披露宴に出席した者の間で政治的活動の可能性があったという情報を知らされていたと話している。” [3q]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

訴状の手段

- 8.26 国内人権委員会は1993年人権法に基づき、“州の州人権委員会と人権裁判所は人権の保護向上とそれに伴う問題及び付随する事柄に対する機関である。”という国内人権委員会憲法を提供するためにインド政府により設けられた。国内人権委員会は自発的に、または被害者やその代理から提出された申立てに基づき、人権侵害、またはこのような侵害の予防の教唆、怠慢に対する訴状について調査を行うことができる。委員会は調査中に民事訴訟法に基づいて裁判にかける民事訴訟の権限を保持している。軍隊のメンバーによる人権侵害の訴状に関しては、委員会は中央政府に報告書を要求し、報告書の受理した後そのケースを続行し、政府に対して勧告を出すことができる。中央政府は3ヶ月以内または委員会の提案によってはそれ以上の期間内に報告書を提出せねばならない。委員会はその勧告を伴う報告書とそれに対して取られた措置を公表せねばならない。その写しを原告人または代理人に提供せねばならない。州人権委員会は存在している。（国内人権委員会、インド政府ウェブサイト、2006年10月15日にアクセス） [47d]
- 8.27 訴状を提出する書式はガイドラインと共に国内人権ウェブサイトから入手でき、原告人の詳細、事件、及び被害者の詳細が必要となる。訴状は英語またはヒンディー語による文書で作成されなければならなく、郵送、ファックスで送付、または電子メールでの提出が可能である。委員会の司法権は委員会が訴状を受理してから1年内に限られている。（国内人権委員会、インド政府ウェブサイト、2006年10月15日にアクセス） [47a]
- 8.28 2005年USSDは以下のように述べている。
“主要な国内人権機関は政府任命のNHRC（国内人権委員会）である。NHRCは政府から独立して任務にあたり、たいてい行政機関やその行動に対して強い非難を表明している。しかしながら複数の人権団体は、NHRCは法的規制や運用非能率を含む多くの制度や法の脆弱性により妨害されていると主張している。NHRCは申立てを捜査する法的権力は持たず、州政府に報告書を要求するだけしかでき

- なかつた。州政府はたいていこれらの要求を無視し、もし報告書が提出されたとしてもその勧告は殆ど実行されていない。ACHRのような人権団体は、NHRCは全ての訴状の手続きをせず、根拠のない理由でいくつかのケースを却下し、原告を適切に保護せず、十分な調査を行っていなかつたと主張している。”
- 8.29 “NHRC は軍に対してのケースを調査することができたが、虐待の被害者に対しての賠償金支払いを勧告することができるだけで NHRC の勧告は拘束力がない。多くの州は独自の人権委員会を保有しており、NHRC はもし州の委員会の調査が失敗した場合にのみ司法権を持つ。人権団体は、州人権委員会は NHRC よりも地方警察の影響を受けやすく公平な判決を下す可能性が少ないと主張している。”
[2c] (セクション4)
- 8.30 報告書は以下に続く。
- “1993 年人権擁護法は各州が人権委員会を設けるよう勧告している。10 月現在にアッサム、チャッティスガル、ヒマーチャルプラデシュ、ジャム、カシミール、ケララ、マディヤプラデシュ、マニプール、マハラシュトラ、オリッサ、パンジャブ、ラジャスタン、タミルナドゥ、ウッタルプラデシュ、そして西ベンガルに委員会が存在する。ジャムとカシミール州議会は州人権委員会を設立したが、治安部隊による人権侵害とされる件に関しては調査する権限を持たない。” [2c] (セクション4)
- “NHRC はこの年間、活発であり [sic]、全国の人権侵害を浮き彫りにし、人権侵害の被害者に賠償金を支払うよう勧告をした。例えば 7 月に NHRC はハリヤナ政府に、グルガオンのホンダモーターサイクルアンドスクーターズインディアで作業員が警察により暴行された件において独自に調査をするよう勧告した。年末までに何の措置もとられていない。” [2c](セクション 4)
- 8.31 “内務省の統計によると、NHRC は 241,368 件の訴状を受け取り、186,433 件の捜査を終了した。この年には最高裁が NHRC の要求によりグジャラートの 10 の暴動事件の再審を命令し、最高裁は被告人に無罪判決を言い渡した。” [2c](セクション 4)
- 8.32 2004 年 11 月 8 日に欧州連合宛てられた、監視メカニズムに関するヒューマン・ライツ・ウォッチのレターによると、HRW は、NHRC は人権保護の強力な手段としてこの種の機関の中では最も優れていると評価している。“しかしこの委員会は政府の財源で成り立ち、深刻な人員不足のためにその能力は限られている。加えて、委員会は軍隊による虐待に関しての調査は許可されていない。” [26g](p2)
- 8.33 アムネスティ・インターナショナルは 1997 年 7 月の人権委員会に宛てた提出書の中でこう指摘している。“いくつかの注目されるべきケースでは、NHRC はこの機能の限界を無視し治安部隊による人権侵害の事件に介入した。それらの事件の例としては、1996 年 3 月のジャムとカシミールにおける活動家のジャリル・アンド

ラビ殺害、及び1993年10月のビジビハラでの治安部隊による民間人殺害がある。”
[3c](p79)

- 8.34 1998年アムネスティ・インターナショナルの諮問委員会へのインドに関する提案では、“人権保護法のセクション36(2)は NHRC の虐待容疑の調査は虐待が行われたとされる時点からたった1年の間と限定されている。これはいくつかのケースでは見落とされてきたが、他の1年以上経過しているケースは無視されている。多くの被害者は裁判所などの他の手段を通過して NHRC に最後の助けを求めやつてくるため、アムネスティ・インターナショナルはこれを問題と見なしている。通常、不十分な情報源が、定められた期限内に訴状を提出することを妨害している。人権侵害は事件の1年後にしか表面化されることはないかもしれない。また強姦の被害者は直ちに解決へ向けて行動をすることに対してやむを得ない理由があるかもしれない。 [3d] (p15-16)
- 8.35 しかしトリビューン紙の記事の報道によると、1998年9月に最高裁は NHRC の、1994年から1995年におけるパンジャブ警察による2000人の遺体を大量火葬したとされる事件の徹底的調査は1年の期限に規定されるべきものではないとの判決を下した。最高裁は、NHRC のこのような事件に行使される司法権は特殊で法律の制定外であり独特のものとの判断を下した(特有のもの)。 [12c]
- 8.36 1998年7月8日付けのインド報道機関であるPTIからの引用によると、NHRC の最初の法的措置は、警察による拘留中の死亡や強姦に関して事件発生から24時間以内の報告を要求することであり、この司令の施行が成功していないジャムやカシミールの州では、NHRC は拘留中の虐待の範囲内で重要な監視機関となっている。 [10c] 1998年7月8日のインドの報道機関によると NHRC は軍と準軍事組織も同様に、拘留中の死亡や強姦は発生から24時間以内に報告するべきとの勧告を出している。インド政府は、現存の1993年人権保護法にすでにある手順で十分であるとしてこれを拒否した。 [10c]
- 8.37 1998年のアムネスティ・インターナショナルの提出書によると、NHRC が調査を実施する際、証人出廷の召集、強制的な情報提出、及び不服従罪のケースを判事に委任することを含み、民事訴訟での法的権限がある。NHRC の活動が州政府からの報告書受理の遅延により妨害されているケースもしばしばある。 [3d](p8)
- 8.38 アムネスティ・インターナショナルの同じ提出書によると、“NHRC は人権侵害の明白な証拠がある多くのケースで賠償金の支払いの勧告に力を入れている…そして権限を持って賠償金支払いを積極的に追求し、被害者または親族に速やかな経済救済の提供を保証している。” [3d] (p10)
- 8.39 1998年の諮問委員会に宛てたアムネスティ・インターナショナルの提出書によると、NHRC はインド憲法または法案に基づき規定されている保障条項の再検討の義務の一環として、人権保護確保のために既存の法案の改正を勧告した。 NHRC

はテロ及び破壊的活動(防止)法(TADA)の廃止決定に重要な役割を果たし、この法は 1995 年に無効となった。NHRC は最高裁への報告書の中で、軍隊(特別権限)法は違憲であるという見解を表明した。NHRC はインド政府が虐待に対する会議を承認するよう強く働きかける重要な役割を果たした。それでもなお、アムネスティ・インターナショナルは、NHRC が既存または提案されている法案の再検討に関してより組織的で一貫性のある取り組みを導入すべきだとしている。

[3d](p20-21)

- 8.40 2005 年 USSD 報告書の引用では、“タミルナドゥとアンドラプラデシュには人権に関するケースを聴取する特別な裁判所がある。ウッタルプラデシュ政府は特別人権裁判所の再開を命令した裁判所の命令を拒否し続けている。” [2c] (セクション 4)
- 8.41 2004 年 5 月の国内人権委員会のウェブサイトによると、州人権委員会は以下の州に存在する。アッサム、ヒマカルプラデシュ、ジャムとカシミール、ケララ、マディヤプラデシュ、マハラシュトラ、マニプール、オリッサ、パンジャブ、ラジャスタン、タミルナドゥ、ウッタルプラデシュ、西ベンガル及びチャッティスガル。[47c]
- 8.42 2006 年 1 月のヒューマン・ライツ・ウォッチの国の概要には、判事ナナヴァティが代表する 1984 年の反シーカ派暴動を調査している委員会が 2 月に政府に報告書を提出し、8 月には議会に報告書が差し出された。マンモハン・シン首相は 1984 年の暴動に対する謝罪を表明した。連邦議会の関与があったとされる先輩指導者たちが辞任した。以前 2004 年 11 月に国内人権委員会はパンジャブ州に対して、100 人以上の即決処刑は生命保護を怠ったことであり、“証明の義務があり、代わりに責任を負うべき” して各被害者に 250,000 ルピーの賠償金の支払いを命じた。何千件ものケースはまだ調査されていない。[26i]

ナナヴァティ委員会に関するさらなる情報はセクション 19.195 を参照。

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

兵役

- 9.01 2004年子供兵士に関するグローバル報告書によると、
“1950年の憲法に‘司令があれば兵役に応じ国を防衛することがインド全国民の義務である’（条項 51A）とある。1972 年国民兵役法によると、ある特定の国民が兵役活動司令の対象となる可能性があるが最少年齢は特定されていない。しかし現在ではインドにおいて徴兵制はない。” [89]
- 9.02 米国議会図書館連邦調査部門の 2004 年インドの国の概要の記載。
“兵役の最少年齢は 16 歳であり、定年はランクにより 48 歳から 60 歳となっている。軍は全体の年齢が高くなっていることと隊員不足に懸念を示している。正規の兵役は完全な志願者制度であり、インドは現在も過去にも徴兵制は存在していない。しかし 2004 年世論調査は、インド国民が徴兵制を好んでいることを示している。” [112]
- 9.03 インド政府により提供された情報によると、
“16 歳で採用された者は基礎的な軍事訓練を入隊時から 2 年半受け、そして通常の任務に就任する。”児童の権利委員会への報告の中で、インドは“児童は軍隊に徴兵されず、直接的な戦争行為には参加することはない。”と主張している。1998 年の国連の選択議定書交渉のための作業委員会において、インドの代表は“政府内で志願採用の年齢制限を 16 歳以上に上げる可能性について話し合いがもたれている”と報告している。
- 9.04 インドは国防義勇軍 (TA) も保有している。政府部門と公的部門の雇用者による設立の、部門部隊と非部門部隊から構成される有志の非常勤文民部隊である。TA は反乱地域において軍隊の援助を行うとされている。
- 9.05 1998 年戦争抵抗者インターナショナルによると、良心的参戦拒否の法規定はない。[21]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

非政府武力による虐待

- 10.01 インド内務省のウェブサイト[日付記載なし]からの引用によると、テロ対策法(POTO)には32のテロリスト組織が記載されている。それらは以下である。バーレ・カルサ・インターナショナル、カリスタン特殊部隊、カリスタン・ジンダバド部隊、国際シーク青年連盟、ラシュカル・エ・タリバ/パスバン・エ・アール・ハディス、ジャイシュ・エ・モハマド/タリク・エ・ファルカン、ハーキヤット・ウル・ムジャヒディーン/ハーキヤット・ウル・アンサー/カルキヤット・ウル・ジハード・エ・イスラミ、ヒズブル・ムジャヒディーン/ヒズブル・ムジャヒディーン ピルパンジャル政権、アル・ウマル・ムジャヒディーン、ジャム及びカシミールイスラム教徒部隊、アッサム統一解放戦線(ULFA)、ボドoland民族民主戦線(NDFB)、人民解放軍(PLA)、統一民主解放戦線(UNLF)、カングレイパクの人民革命党(PREPAPAK)、カングレイパク共産党(KCP)、革命運動救援機構(KYKL)、マニプール人民解放戦線(MPLF)、全トリプラ解放の虎部隊、トリプラ民族解放戦線、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)、インド学生イスラム運動、ディーンダール・アンジュマン、インド共産党(マルクス主義者—レーニン主義者)、人民戦闘及びその全ての構造と戦線組織、毛沢東主義共産党センター及びその全ての構造と戦線組織、アル・バドル、ジャミアト・ウル・ムジャヒディーン、アル・カイダ、ダクタラン・エ・ミラト(DEM)、タミルナドゥ解放軍(TNLA)、タミル民族復旧部隊(TRNT)、及びアキール・バーラット・ネパリ・サマジ(ABNES)。[39a] (p28-29)
さらに詳しい情報はセクション17.01の人権機関、組織、活動を参照。
- 10.02 2004年6月23日のBBCレポートによると、禁止された人民戦闘グループは、多くの州で活動する地方革命を支持する武装した農民運動である。反乱軍は共産主義国のために20年間戦っており、富裕な地主を標的にしていると非難されている。
[32db]
- 10.03 2004年7月16日のBBC報道によるとアッサム統一解放戦線(ULFA)は、連邦政府によるアッサムの天然資源開拓を阻止するために石油・ガス施設を標的にしていたとされる。
[32da]
- 10.04 2005年8月23日のBBC報道によると、インド政府はアッサムの分離独立派グリラに対する軍事活動の停止を15日間延長し、当局と、デリーとの交渉前に軍事活動の停止を要求していたULFAの交渉担当者の間での和平会議の助けとなるようにした。
[32jc]
- 10.05 2004年7月30日のBBC報道によると、インド政府と国北東部のナガ反乱軍は停戦をもう一年、2005年7月31日まで延長した。ナガの反乱は50年続いており、1997年から交渉が続けられている。ナガランド民族社会主義評議会(NSCN)の主要党派との間で合意に達した。
[32cz]

- 10.06 2004年10月2日のBBC報道によると、インド北東部のナガランド州の主要商業地区で2発の爆撃があり、少なくとも100人が負傷、多くが重症を負い、警察は15人の死者を報告した。1発は鉄道駅で爆弾が爆発し、もう1発はホンコン市場で爆発がおきた。これらの爆撃が、多く存在する分離独立派ゲリラの中のどのグループの犯行によるものかは明らかではない。[32f]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

拷問

- 10.07 2006年アムネスティ・インターナショナルの報告書の記載。
- “ジャムとカシミールにおいて武装グループによる民間人の拷問、襲撃、殺害を含む虐待が報告されている。北東部といいくつかの中央部と東部の州では左よりの武装グループの活動が増加している。11月、ビハールの選挙中に毛沢東主義派（ナクサル党員）がジハナバーダーの刑務所を襲撃した。毛沢東主義派の主要指導者たちを含む340人以上の捕虜が解放された。上位カーストの私軍のランヴィール・セナに属する8人の捕虜が殺害され他の20人が誘拐された。”[3q] 2005年USSDの報告書によると、“1990年代に比べ大幅に減少はしたが、この年間で親政府系反戦闘派による殺害、容疑者などの拉致がジャムとカシミールにおいて非常に大きな問題となっている。”[2c] (セクション1a)
- 10.08 2006年度インド自由の家の年間報告書には、“インドの北東7州で、40以上の、自治権または彼らの民族及び部族グループの完全な独立を求めて反乱グループが治安部隊を散発的に襲撃し、部族間の侵害を行っている。反政府グループは多くの爆撃、殺害、拉致、及び民間人の強姦に関与している。”[43d]
- 10.09 2006年度カシミール自由の家の年間報告書によると、
- “パキスタンに支援されている過激派組織は、より高性能で強力な武器と、特に力をいれている決死隊配備を頼りに、親インド政治家、公務員、密告容疑者、対抗する派閥のメンバー、兵士、民間人を殺害し続けている。過激派はまた誘拐、強姦、強奪、その他のテロに関与している。ヒンドゥー教徒系カシミール人を標的にした侵害は1990年からの傾向の一部であり、そのため何10万人ものヒンドゥー教徒がその地方から強制的に追放させられた。多くは今なおジャムの近くの難民キャンプに住んでいる。2003年に停戦が宣言されるまで、LOC(停戦ライン)沿いのインドやパキスタンの部隊による爆撃が年間に数多くの民間人を殺害し、何千人以上の人々を追放し、学校や地域経済を崩壊させた。”[43c]
- “女性民間人は今なお治安部隊と過激派組織による嫌がらせ、脅迫、暴力的攻撃、レイプと殺人の対象となっている。近年、女性はイスラム教徒の標的にもなってきている。2001年に、ラシュカル・エ・ジャバーのグループが全てのイスラム教徒の女性はブルカ（頭からつま先までの覆い）を着用するようにとの最後通告を

出し、グループのメンバーが命令に従うことを拒否した数人の女性に酸とスプレー式のペンキをかけた…” [43c]

- 10.10 MIPT（テロ防止記念研究所）テロリズムデータベースは、そのインドの 2005 年度国際テロ年次報告書の中の 2005 年要旨において以下の報告をしている。“カシミール人によるテロ組織は多くの当選したインド政治家、カシミール人政治家、公共の場での標的的民間人に対して襲撃を行い、また治安部隊を襲撃した。何百名もの非戦闘員が殺害され、その多くはイスラム教徒系カシミール人であった。インドの専門家たちは、4月のスリナガルームザファラバード間バスのバス停での襲撃は、インド人とパキスタン人支配下にあるカシミール人との関係の正常化へのカシミール人の勢いを妨害するために計画されたとみている。指定済みの FTOs（海外テロ組織）LT（ラシュカル・タイバ）とジャイシュ・エ・モハマンド（JEM）はこれらの多くの襲撃の犯行声明を出した。これらのうちのいくつかのグループはアル・カイダと関係があるとみられている。それでもなお、ジャムとカシミールにおけるテロリズムの民間死者数は 2005 年の初めの 9 ヶ月間では 5 年連続して減少している。インド政府と軍は、インドのカシミールに国境を越えて侵入してくるテロリストの数が大幅に減少したのは、改良された方策と境界線沿いの屏（インド側とパキスタン側のカシミールを分離している）のためであるとし、その結果としてジャムとカシミールにおける襲撃と死者の数が減少したとしている。10月 8 日のパキスタン地震の後、多くのカシミール系テロリストが殺害されたと報告されているが、テロリストは彼らの関連性を証明するために、墮落した国境防衛を超えて繰り返し注目を浴びる襲撃を行った。インドの専門家たちは、自動車爆弾、手榴弾、白昼の暗殺、及び現在と先の州大臣を含むカシミール政治指導者たちの暗殺未遂は、テロリスト組織は報道されているような敗北に関わらず‘鮮烈な’活動の能力を保有しているという警告のために計画されたと主張している。” [120]

- 10.11 報告書は以下に続く。

“東部、中央部、及び南部インドの広範囲の地域に及ぶナクサル党員（毛沢東主義派農民運動）によるテロは、精巧さと致死性に増し、長期に渡る深刻な課題を引き起こすかもしれない。ナクサル党員は 2005 年の下半期に 2 度の集団攻撃を行っており、建物を破壊し、武器を争奪し、そしてウッタルプラデシュ村の襲撃で数名の地方警察を殺害した。彼らはまたビハールのジュハナバード刑務所を襲撃し、2 人を殺害、300 人以上の囚人を解放し、そして 30 人以上の反ナクサル党組織のメンバーを拉致した。” [120]

[目次に戻る](#)

[出典一覧表へ](#)

司法機関

構成

- 11.01 2005 年度アメリカ国務省報告に述べているように、「司法府は、最高裁判所が統括を行い、憲法関連諸問題に対する裁判権を有し、上訴裁判所や下級裁判所から構成される。下級裁判所では、刑事・民事事件の審理を行い、上訴裁判所に対して上訴請求を送付する。判事は大統領が任命する。州高等裁判所の退官年齢は 62 歳、最高裁判所では 65 歳である」 [2c] (1e 参照)
- 11.02 議会図書館連邦調査課 2004 年度インドに関するカントリー・プロフィールに報告されているように、「司法制度はイギリスのコモン・ローの流れをくみ、1950 年に制定のされた憲法に基づく。判事が事件の裁決を行い、陪審員による裁判は行われない。被告は国から独立した弁護人を選択することができ、弁護費用支払いの余裕がない場合は国が無料で弁護人をつける。司法制度に従って公平な裁判を受ける権利が施行され、上訴を効率的に行う正規の手続きが用意されているとはいえ、未処理の事件が山積しており、司法機関の中には裁判所としての機能がほとんど果たせていない場合もある。刑事案件以外では、ムスリム身分法、家族法・相続・離婚・女性に対する差別を扱う問題に関するその他の地域社会に対して、国は干渉しない」 [112]
- 11.03 さらに同報告書によると「最高裁判所は司法権の最高機関であり、大統領が任命する裁判長と大統領が裁判長と協議の上で任命する 25 名の陪席判事から構成される。憲法解釈に影響を与える可能性も含め、民事・刑事事件全般に対する上訴審として裁判権を有するなど、最高裁判所には数々の司法権限が与えられている。議会と最高裁判所は、違憲立法審査権や議会主権に関連した問題に対して、論争的関係を保ってきた。最高裁判所の下には、高等裁判所、下級法廷の階段組織が構成され、さらに州によってはパンチャヤット（村レベル）裁判所が設けられており、民事・刑事事件の審査が行われる。高等裁判所の中には複数の州を管轄する場合があり、州の立法・行政機関から独立している」 [112]
- 11.04 2005 年にエウロペが指摘しているように、「最高裁判所は、判断を仰ぐため大統領から付託される場合の質問に対して諮詢権を有する。また、下級裁判所による無罪判決を破棄して州の高等裁判所が下した死刑判決や高等裁判所から上訴適格性証明書の交付がある場合には、上訴請求の審査を行う権限を有する」 [1] (p.199)

目次に戻る
出典一覧表へ

高等裁判所

- 11.05 2006 年 9 月 14 日現在のインド最高裁判所ウェブサイトで述べているように、「高等裁判所は各州における司法行政の最高機関である。国内には 18 の高等裁判所

があり、複数の州に対して管轄権のある裁判所は3つある。連邦直轄領の中では、デリーだけが独自の高等裁判所を持つ。その他6つの（原文のまま）連邦直轄領はそれぞれ異なる州の高等裁判所管轄下にある」高等裁判所はそれぞれ、裁判長とその他大統領がその時々に任命する・・・判事から構成される。在職期間は最高62歳までであり、最高裁判所判事の場合と同様に解任することができる。判事の任命資格は、インド国民でありインド国内で裁判官任官期間が10年又は高等裁判所やそれに類する裁判所2箇所以上でアドボケートとして同様の期間連続して任官していなければならない」[116]

「各高等裁判所には管轄権内の何人に対しても、指示、命令又は基本的権利の執行、その他いかなる目的のためにも・・・身柄提出令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、事件移送命令の範疇に入る令状を含む諸令状を出す権限を有する。各高等裁判所は管轄権内に属する裁判所すべてに対して監督権を有する・・・」[116]

- 11.06 エウロパ2005が指摘しているように、「高等裁判所は下級裁判所からの控訴事件を扱う裁判所であり、下される判決は確定する。ただし、上訴で最高裁判所が認めた事件の場合は除外される。下級刑事裁判所は裁判を受ける者すべてに対して裁判を行う権能を有し、法に従い処罰の権限が付与されている刑事裁判所である。大統領と関係地方政府は減刑の特権を行使する」[1] (p.119)

ファスト・トラック裁判所

- 11.07 2005年度アメリカ国務省報告で指摘しているように、「内務省によると、[2005年]3月現在国内にあるファスト・トラック裁判所は1,700箇所存在し、特定事件に特化して判事が法律それぞれの分野で専門性を高めることができるようになっている。また、長期間係争中の事件を優先し、民事事件を重点的に取り扱う場合が多い。裁判期間は比較的短く、こうした裁判所でかかる裁判費用は比較的低額である事が通常である」[2c] (1e項参照)
- 11.08 2006年8月12日付けのBBCニュースは、ビハールでは新しく設けられたファスト・トラック裁判所で迅速に裁判を行うことによって犯罪の急増を食い止めようとしていると伝えている。当局によると、1月にこの運動が展開されて以来、迅速な捜査と裁判が優先されている。事件が24時間以内に処理される場合があり、1月以来刑事事件では有罪件数は620件となっており、これは平均にして1日あたり3件の有罪件数の計算になる。先月に行われたレイプ事件裁判は2日で結審し、被告は7年の実刑判決に処せられた。ある著名な法律家は「短期間では事件に関して最もよい証拠を裁判所に提出することができない場合があるが、裁判が遅延すれば被告が有利になることがほとんどの場合であることを考えれば、迅速な裁判は不可欠である」と指摘している。[32ib]

ロク・アダラット

- 11.09 2006年9月14日現在のインド最高裁判所ウェブサイトの指摘にあるように、「ロク・アダラットはボランティア機関であり、国家法律扶助助言委員会によって監視されている。融和的な方法で紛争を解決の（原文のまま）するための代替法廷として結果的にうまくいっている」[116]

「1987年制定のリーガル・サービス当局法によって、法律扶助運動には法的地位が与えられ、中央、州、地方レベルでリーガル・サービス当局の設置が規定されている。こうした当局機関は独自の財源を持っている。さらに、今現在は非公式な機関ではあるが、ロク・アダラットは今後法的地位を取得する予定だ。ロク・アダラットで下される裁定はいずれも民事裁判所の判決又は裁決機関の命令とみなされ、紛争当事者にとって確定となる。また、この機関で裁決された事件に関しては、当事者により支払われた裁判費用は返還されるとする規定がある」[116]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

独立

- 11.10 2005年度アメリカ国務省報告で述べているように、「法律には司法の独立性に関する規定があり、国は本規定を事実上概ね守っているとはいえ、未だ深刻な問題が残っている。ジャム・カシミールでは、司法機関関係者が暴徒やテロリストから脅迫されている」[2c]（序文）
- 11.11 さらに、報告書によると、「これまでとは違って、ジャム・カシミールでは裁判所の定期的に開廷しており、司法制度も正常化し始めているとはいえ、司法が国の暴徒対策を容認し、治安部隊が裁判所命令に背くことが多々あることが原因で司法制度が妨げられている」（アメリカ国務省 2005年）[2c]（1e 項）

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

公平な裁判

- 11.12 議会図書館連邦調査課 2004年度インドに関するカントリー・プロフィールに述べているように、「司法は時間がかかり面倒なものと考えられている一方で広く尊重されており、率先して市民の権利を守る場合も多々ある」[112]
- 11.13 2005年度アメリカ国務省報告で指摘しているように、「これまでとは違って、ジャム・カシミールでは裁判所は定期的に開廷しており、司法制度も正常化し始めているとはいえ、司法が国の暴徒対策を容認し、治安部隊が裁判所命令に背くことが多々あることが原因で司法制度が妨げられている」[2c]（1e 項）
- 11.14 さらに、報告書によると、「裁判所は事件が山積するという深刻な問題を抱え、裁判を待つ何千人の人々は自分たちが犯した罪で受ける実刑最高期間よりも長く勾留されることになる。2004年7月の法務省報告によると、係属中の事件は最

- 高裁判所で 29,622 件、高等裁判所で 3,269,224 件あり、2004 年度 NHRC 報告では、国内収容者の 75%であるおよそ 217,659 人が公判前の勾留となっている。人権擁護団体は、多くの未処理事件を抱え汚職が蔓延っている司法制度はもはや憲法で規定されている権限を果たしていない」と主張している。[2c] (1e 項)
- 11.15 高等裁判所と最高裁判所ともに係属中の事件件数に関して、2005 年 3 月 21 日に法務省ラジャ・サバ司法局担当大臣が行った星印が付いていない質問 (2103 番) に対して、「最高裁判所で 20 年以上係属中の事件件数は 24 件、10 年以上は 121 件、5 年以上は 1204 件あり、国は定期的にそれぞれの裁判所における訴訟係属状況を監視している。係属中の事件を迅速に処理する対策が講じられ、その中には退官判事の後任補充を遅延なく行なうこと、判事の能力向上、定期的に一般のロク・アダラットが関連する事件を一括すること、交渉・調停・仲裁・中央行政裁決機関、州行政裁決機関、所得税上訴裁判所、家庭裁判所、労働裁判所などの特定裁決機関設置のように紛争解決の選択肢を勧めることなどがある」と回答している。[27c]
- 11.16 2006 年 2 月 13 日付けのニュース 24.com の報告によると、70 歳の男性が犯罪事実もないまま 38 年間勾留されてようやく保釈されたが、この事件は忘れられたようだ。同男性は 1968 年に義理の妹を殺害した容疑で逮捕されたが、当局が同男性に関する記録を紛失したために出廷できなかった。インドでは司法組織が巨大な上整備されておらず、貧困者や弱者が置き去りにされることが多いと言われる。[107]
- 11.17 2005 年度アメリカ国務省報告で引用しているように、「刑事訴訟法には、対審は公開法廷で行うとしながらも、公務上の秘密に関する場合、国家安全に不利益な発言がなされるおそれのある対審の場合、特別治安立法の規定下にある場合は除外する規定がある。判決は公開法廷で行ない、被告は国から独立した弁護人の選任権を有する。司法組織は、そのほとんどのレベルで効率的に上訴を行うことができる正規の処理手続きがあり、無資力被告人には国が無料で弁護人をつける。民事・刑事案件のほとんどの場合において、被告は国側の事件関連証拠を閲覧することができるとはいえ、国には情報開示しない権利があり、機密事項を扱っているとされる事件では実際開示していない。2003 年デリー高等裁判所は、被告による脅迫に屈して証言を撤回する証人の人数を減らすため、新たに証人保護の指針をまとめた」 [2c] (1e 項)
- 11.18 2005 年 3 月 23 日付け文書の中で、インドのカナダ高等弁務官事務所関係者は、概ねインドでは公判審理は民事であれ刑事案件であれ、非公開で行われず、通常は審理の日時・場所は機密事項ではなく、警察当局者がこの情報を入手することができると思われる」(カントリー・オブ・オリジン調査—2005 年 3 月 31 日の情報請求への対応) [41]

- 11.19 2003年1月14日付けのザ・ヒンズーに掲載された記事の報告によると、リーガル・サービス当局法は1987年に制定され、社会の弱者に対して無料で適格なリーガル・サービスを提供する国・州のリーガル・サービス当局機関が設置された2002年に改正されている。つまり、本法に該当する者であれば無料で法的助言・法定代理人・法的裁定を得ることができる。賞賛に値する方針ではあるが、これでは法の施行を非公式で略式な訴訟手続きにしようとしているのではないかとして、法律家から本法の規定内容は批判を招いている。未処理事件の背景には、インフラ整備状況がひどいこと、退官者の後任補充が途方もなく遅れること、法曹界へ入る際の障壁が低いこと、インドの人口に対する判事の比率が低いことがある。[60a]
- 11.20 さらに2005年度アメリカ国務省報告では、「国は、女性に対して差別を謳った法律を含め少数民族地域社会の身分法に介入せず、問題によってはムスリムやヒンズ教徒に対してそれぞれに違った法律が存在する場合が出ている。ムスリム教徒を対象とする身分法では家族法、相続、離婚が規定されている」 [2c] (1e項)

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

法的扶助に関する規定

- 11.21 2006年9月14日現在の「インド最高裁判所」と題する記事に述べているように、「年収が18,000ルピー以下の社会貧困層に属する者、不可触賤民や指定部族、自然災害の被災者、女性子ども、精神障害者又は身体障害者、工具、保護施設での収監を含め収監されている者は、最高裁判所法律扶助委員会から無料で法的支援を受けることができる。委員会が提供する支援の中には、訴訟準備・弁護のアドボケート提供を含め、手続き準備費用とそれに伴う申請書が含まれる。委員会の扶助を希望する場合は、事務局長に対して申請を行い、事件に関する必要な書類はすべて提出が求められる。申請者の適格性審査後、委員会は該当者に必要な法的扶助を行う」 [116]
「所得が18,000ルピーから年間1,20,000ルピーの範囲にある中間所得層の場合は、わずかな金額で最高裁判所中間所得者協会から法的扶助を受けることができる」 [116]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

刑法

- 11.22 1860年制定のインド刑法はインド国内全体に適用される。ただし、ジャム・カシミール州は除外される。(1860年制定のインド刑法法令45号) [24f]
- 11.23 1995年9月掲載のカントリー・データ.com報告によると、「犯罪防止と処罰に関する現行法は、2つの主要な法令に法文化されている。それぞれ、インド刑法と1973年制定の刑事訴訟法がある。これらの法律はいかなる州法律よりも優先され、

州はこれを変更・改正することはできない。州、中央政府によって成立した別立て立法には、密輸、武器弾薬非合法使用、汚職を含む行為に対する刑事責任に関する規定もある。しかし、法律はすべて憲法に従属することは変わらない」[113]

「インド刑法は 1862 年に施行され、改正を経て 1993 年まで存続した。イギリス刑法に基づいて、法典には基本的犯罪と処罰が規定され、居住外国・国民同様に適用がなされ、インド国民が外国で行った犯罪を認知している」[113]

- 11.24 さらに、報告書によると、「刑法では犯罪は、国・軍隊・公安・人体・財産に対する犯罪と選挙、宗教、結婚、医療、安全、品位、道徳に関する犯罪のさまざまな範疇に分類されている。アメリカ合衆国では重罪と軽罪では法的に区別して使用されるように、犯罪は審理されるべきものとそうでないものがある。処罰は、罰金、財産の喪失、禁固、厳しい懲役、終身刑、死刑の 6 つに分類される。罰金の支払いを怠ると収監される又はまれに見る厳しい懲役刑の間に最高で 3 ヶ月の独房監禁に処せられる場合がある」[113]

刑事訴訟法

- 11.25 1995 年 9 月付けの刑事司法制度の項目で「国別調査」と題する記事の中でカントリー・データ.com は、「刑事裁判制度を通じた防止と処罰の機構は 1973 年の刑事訴訟法にかかっている。同訴訟法は、1898 年の法典に代わるもので、1974 年 4 月 1 日に施行された。同訴訟法には、裁判手続きの迅速化、効率性の向上、乱用防止、貧困者に対する法的扶助に関する規定があるが、刑事裁判制度の基本的枠組みは手付かずのままである」と報告している[113]
- 11.26 2003 年度のフリーダム・ハウス調査報告書の引用にあるように、刑事訴訟法第 144 項によって、州レベル当局には非常事態の宣言、自由集会の制限、夜間外出禁止令の発動を行う権限が与えられている。[43a]
- 11.27 1973 制定の刑事訴訟法法令はインド全土に適用される。ただし、ジャム・カシミール州は除外される。(刑事訴訟法法令—indialawinfo.comm) [114]
- 11.28 カナダ調査理事会に対して 2005 年 10 月に書かれた文書の中で、ニューデリーに事務所を置く法律家とパンジャブ州に本拠地のある国際人権団体ボイシーズ・フォー・フリーダム・アジア (VFF) の専務理事は、インドにおいて犯罪は「審理されるべき」と「審理されるべきでない」とに分類され、「審理されるべき」とはもっと重大な犯罪のことである。「審理されるべきでない犯罪の容疑者に対しては、裁判所に逮捕状請求を行わなければならない一方で、審理されるべき犯罪の容疑者に対してはその義務づけがない。『審理されるべき犯罪・事件』では、警察当局者が第 1 付表やその他の暫定的に施行されている法律に従って、令状なしで逮捕することができるものだ。『審理されるべきでない犯罪・事件』とは、令状なしで警察当局が逮捕する権限は与えられないということだ。ニューデリーに事務所を

置く法律家は、令状なく逮捕された場合は逮捕後 24 時間以内に法廷に召喚するべきである」と述べている。[4p]

- 11.29 本刑事訴訟法に従って裁判所が出す逮捕令状はすべて文書化した上で裁判所の監督官の署名を得、裁判所印を捺さなければならないと同報告書は述べている。[4p]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

逮捕・勾留—法的権利

- 12.01 2005年度アメリカ国務省報告で述べているように、「被勾留者に対する逮捕事実の告知、弁護人による弁護、予防拘禁に従って収監されていなければ逮捕後24時間以内に、この時点では被疑者は今後の検査のため再勾留されるか釈放されるかのどちらかであり、法廷に召喚することを法律で義務づけている。しかし、本年度中は何千人の犯罪被疑者が容疑事実もなく依然勾留されており、拘置所の人口過密状態に拍車をかけている・・・」
- 12.02 同報告書で述べているように、「法律には、逮捕者の保釈の権利と大多数の場合において迅速に弁護人と連絡をとる権利に関する規定がある。」保釈申請がされた場合、警察が逮捕後60日から90日以内に告訴の手続きをしなければ、裁判所はこれを必ず認可しなければならない。ほとんどの場合、保釈金は11ドル(500ルピー)から4,500ドル(200,000ルピー)の間で設定されている」[2c] (第1d項 逮捕・勾留)
- 12.03 2001年8月のオタワ移民難民委員会調査部の情報筋は、警察官や逮捕しようとする警察官は令状を携帯していないければ逮捕に踏み切ることは許されず、その際に抵抗にあってもこれを罰することはできない。令状は逮捕を正当化するものであり、手放す必要はない。逮捕しようとする警察官は逮捕する者に対して身分証明書を見せるか警察であることを告げなければならない。逮捕令状は文書化した上で監督官の署名を得て裁判所印を捺したものでなければならない。逮捕状は発行した裁判所が取り消す又は執行されるまで有効に存続すると指摘している。[4d]
- 12.04 2003年3月27日のカナダ移民難民委員会(REFINFO)報告書によると:「先行保釈という概念はインド刑事訴訟法第438項に規定されている。本規定に従って、何人も『保釈が許されない犯罪容疑で』逮捕される可能性があると考えられる理由がある場合には、高等裁判所又は刑事裁判所に対して逮捕された際の保釈認可を申請することができる。この先行保釈の制度はユタール・プラデシュにはない。逮捕後に手続きが行われ釈放される通常の保釈制度とは違って、先行保釈は逮捕の瞬間に有効となる」[4j]

目次に戻る
出典一覧表へ

軍特別権限法(AFSPA)

- 12.05 2005年度アメリカ国務省報告で述べているように、「AFSPAに従って、国はいかなる州や連邦直轄領に対しても『動乱地域』と宣言することができる。この規定によって、治安部隊は『治安維持』のため何人に対しても発砲し、『合理的疑いが持たれる』者は何人であっても逮捕事実を告知することなく逮捕することができる。また、AFSPAに従って行った行為に関しては刑事免責される」AFSPAはナガランド、マニプール、アッサム、トリプラの一部地域で存続しており、この種

類の法律はジャム・カシミールでも施行されていた」[2c]（第 1d 項）

- 12.06 2004 年 8 月 5 日の BBC ニュース報告によると、マニプール出身の女性が治安部隊にレイプ・発砲されるという事件が起きると、マニプールでは何千人規模のデモ隊がこの法律の撤回を要求する抗議運動を行なったが、治安部隊側は分離主義者に対処するため特別権限が必要となった説明している。[32dc] マニプール市民は、この法律が乱用されることが多々あると主張している。[32fx] 2004 年 8 月 11 日にアムネスティー・インターナショナルは声明を出して、この法律の見直しを求めた。

「北東地域など『動乱している』と宣言された地域では、アムネスティー・インターナショナルは AFSPA に関して以下のような懸念を抱いている。

- 重大な人権侵害を助長し、
- 治安部隊に対して令状なしで逮捕や敷地内立ち入りの権限を与え、
- 治安部隊員の命が差し迫った危険にさらされていなくとも射殺するなど行き過ぎた武力の使用ができる権限を治安部隊に与え、
- 中央政府の許可なしでこの法律に従って行った行為に関して、何人もいかなる隊員に対しても訴訟を行うことができないため刑事免責を助長し、
- この法律の規定の内そのいくつかによって、市民的、政治的権利に関する国際規約（ICCPR）の条項に違反している・・・」[3j]

- 12.07 2004 年 11 月のキーシング・ニュース・ダイジェストの報告にあるように、2004 年 11 月 2 日マンモハン・シン首相は、マニプールやアッサムで施行され不評を買っている軍特別権限法（AFSPA）を見直すことを公約した。[5v]

- 12.08 2005 年度アメリカ国務省報告書にあるように、「軍特別権限法（AFSPA）と動乱地域法は、分離派運動が活発なジャム、カシミール、ナガランド、マニプール、アッサム、トリプラの一部地域で存続しており、動乱地域法によって警察は逮捕・勾留に対する絶大な権限を有し、AFSPA によって令状なしで逮捕する権限が与えられている。人権擁護団体は、この法律が施行されている地域では、治安部隊が事実上刑事免責で活動しているのではないかと見ている」[2c]（第 1a 項）

- 12.09 さらに報告書によると、「国家治安法（NSA）によって、警察は、ジャム・カシミール州を除いて、国内のいたるところで治安にとって危険分子とみなした場合は、容疑事実や裁判なしで定義があやふやな治安を理由に最高 1 年間その対象者を勾留することができる。州政府は勾留手続きを確認しなければならず、逮捕から 7 週間以内に高等裁判所判事 3 名から構成される諮問委員会による再審査が行われる。NSA に従って勾留された場合、家族と弁護人との接見が認められ、5 日（特別な場合は 10 日から 15 日）以内に勾留理由を告知されなければならない。報道機関の統計によると、2004 年 NSA に従って勾留された件数は 32 件となっている」[2c]（第 1d 項）

- 12.10 同アメリカ国務省報告書の引用にあるように、「2004年9月国はテロ対策法（POTA）を廃止する代わりに、非合法活動防止法（UAPA）を設置したが、SAHRDC[南アジア人権擁護ドキュメンテーション・センター]の報告によると、1,000人以上が期限経過特別テロ法案に従って起訴前勾留されており、POTAとテロ・破壊的活動法（TADA）のもとで始まった事件はその司法制度を通じて存続された。11月8日最高裁判所は、ダルジット・シン・ビットとグルシャラン・シン・ガマの2人の男性を無罪にしている。2人は2004年6月TADAに基づいて終身刑に処せられている。弁護側は、警察副署長が2人に対して個人的な恨みを抱きTADAを利用して投獄したことを立証することに成功した。[2c] (1d項)
- 12.11 2003年度アメリカ国務省報告書にあるように、2002年3月テロ防止条例（POTO）が法文化されテロ防止法（POTA）に変更された。
- 12.12 2005年度アメリカ国務省報告書にあるように、「TADA裁判所は、他の裁判所が与えている法的保護の多くを省略している。例えば弁護人が検察側の証人に会うことを許可されず、証人は法廷で証言中スクリーンの背後に隠れており、強要された自白は証拠として採用が許された」
- 12.13 さらに報告書によると、「POTAにはサンセット法の機能があり、これによって中央POTA審査委員会には1年間が与えられ、既存のPOTAすべてを審査することになった。国は3つの審査委員会を設置し、POTAに基づいて登録された事件を審査している。委員会は9月20日までにPOTAに基づいて登録された事件をすべて審査することを義務づけられたが、その年度末になっても手付かずの事件が多く残っていた。逮捕がPOTA事件に関連する場合は、この条項によって、国は、廃止されてもそのPOTAに基づいて新たに逮捕することや、国が一切その事件に関係なくとも、POTAのもとで起こった事件に対しては、5年間遡って新たに起訴手続きを行うことができる。審査期間は1年延長することができるが、その年度末現在では実際されていない。この法律は、国が構成する審査委員会はPOTAに基づいて登録された事件をすべて審査するものとする規定している。6月のPOTA審査委員会報告によると、通常の法律に基づいて告発されるべきところをPOTAに基づいて不当に告発された件数は11,384となっている」「UAPAとPOTAはこれまで同様に、起訴前勾留期間の延長を行うために利用されている。人権擁護団体の報告によると、改正されたUAPAにはPOTAを是正した重要な部分が含まれている。例えば、この規定によって強要された自白は証拠として法廷では採用が許されない」[2c] (1d項)
- 12.14 2004年12月キーシング世界事件簿で指摘しているように、「12月9日ラジャ・サバ（連邦議会上院）は、元バラティヤ・ジャナタ党（BJP）率いる政府によって導入され極めて厳しく論議を呼んだテロ防止法（POTA）の廃案を可決した。同日、ラジャ・サバは代替法案である非合法活動（防止）修正案を可決した。内

務大臣は、この法案によってひき続きテロ対策を行うと同時に罪のない一般市民を守っていくとしている」[5w]

- 12.15 2004年9月22日付けのヒューマンライツ・ウォッチ報告書、「インド、POTA廃止、人権で一步前進」の中で、「本日ヒューマンライツ・ウォッチが発表したところによると・・・論議を呼んだテロ防止法（POTA）の廃案をインド政府が決定したことで、インドにおける市民的自由に関する基本的人権は大きく一步前進した。POTAは2001年9月11日のアメリカ合衆国テロ攻撃事件と国連治安理事会のテロ対策決議案採択後すぐに成立している。この法案によって治安当局機関は告訴の手続きをせずに被疑者を最高180日間勾留することができるが、実際はダリット（いわゆる不可触民）、先住民族、ムスリム、政治的敵対勢力のような周縁的地域社会に対して適用されている」[26f]（p.1）
- 12.16 さらに報告書によると、「インドのPOTA廃案の動きは、基本的人権を尊重しながらテロ対策を進めていくことができるという重要なメッセージを他の諸国に対して示すことになる。国は、中央審査委員会を指名し、POTAに基づいて分類された事件をすべて審査させた。POTAの下で行われた重大な侵害行為に対する批判が広まると、それに対応して本審査委員会は2003年12月に設置されたが、処理された事件は多くない。全ての事件を審査するため1年の期間が与えられている。ヒューマンライツ・ウォッチはまた、国に対して先のテロ・破壊的活動法（TADA）の下で逮捕され依然として勾留されている数十名の問題に対処するよう求めた。TADAはその適用範囲が広過ぎ、侵害行為を許したとして広く批判され、1995年やむなく失効となつたが、不公平な裁判が行われるケースが複数あり、多くの人々が勾留されたままである」[26f]（p.1）

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

監獄の環境

- 13.01 2004年4月20日ザ・ヒンズーが報告しているように、監獄統計報告書2000によると、インドの監獄は現在も、1世紀の間存続している1894年に制定された監獄法と1900年の囚人法が支配している。[60b] 監獄調査・インド監獄概要国際センターによると、州政府と連邦直轄領が監獄行政を統括している。2003年中期現在での監獄の数は未成年者収容所を含めて1,119箇所存在する。全体の在監者数は、公判前勾留者と再勾留者を含めて2003年中期現在で313,635名となっている。公式収容者数は229,713名、収容率は136.5%となっている。[63]
- 13.02 同報告書は、センターがインドにおいて警察研究開発インド事務局、国家人権委員会(NHRC)、インド刑法改革司法協会とブリティッシュ・カウンシルと連携して人権・監獄管理に関するプロジェクトに着手した。このプロジェクトの資金供給は英国外務連邦省によって行われていると指摘している。「プロジェクトの目的は、監獄職員に対する人権啓発と、監獄管理においてグッド・プラクティスを促進することに特に言及して監獄管理システムを改善することである」[63]
- 13.03 2005年度アメリカ国務省報告書に述べているように、「監獄の環境は過酷で生命に危険を及ぼすものであり、国際基準を満たしていない。監獄は深刻な過密状況を呈しており、食料・医療が不十分である。例えば、ムンバイに拠点を置く刑事司法イニシアティブの報告によると、ボンベイ中央監獄には3,000名が収容されているが、この監獄の実際の収容能力は80名である。人権擁護団体の報告によると、被収容者全体の60%から75%が公判前勾留であり、過密状況をさらに激しく悪化させている。被勾留者の約65%が無罪であると判明したとも主張している。司法制度の非効率性が慢性化しており、有罪となり最高期間の刑に処せられた場合と比べてそれより長い間公判前勾留に基づいて勾留される人々が多い」[2c] (1c項) (刑務所・拘置所の環境)
- 13.04 さらに同報告書によると、「あるNHRCの報告書によると、司法勾留中の死亡原因の大半が自然に起こったものであり、中には監獄の劣悪な環境が原因の場合もある。HIVエイズと同様に結核により多くの死者が出ている。NHRCは委員会の特別報告者と身柄司法のチーフコーディネーターを任命して、州刑務所当局がすべての収容者を対象に健康診断を行うよう指示した。その年度末現在で実際診断が行われた数はごくわずかである」[2c] (1a項)
- 13.05 2005年度アメリカ国務省報告書は、「その年度を通して、警察の関与による拘留中の死亡事件は続き、2004年6月デリー高等裁判所は原動機付き軽三輪車運転手の拘留中死亡事件で警察関係者数名に対して有罪判決を下し、それぞれに対して約11,000ドル(530,000ルピー)の罰金を命じている。」[2c] (1a項)「地方当局による身柄拘束中の死亡事件隠蔽工作はよくあるが、NHRCと裁判所は注意を引いた事件を調査し犯人を告発している場合がある。ほとんどの場合において、賠

- 償金支払い命令が下されている・・・」と指摘している。[2c] (1a 項)
- 13.06 2005 年度アメリカ国務省報告書に述べているように、「NGO の中には特定ガイドラインの範囲内で監獄内において活動することが許されている場合があるが、これまで同様に国との取り決めに従って、そうした機関の調査結果はその大部分が機密事項扱いである。身柄拘束の乱用は警察の慣行に深く根付いているが、マスメディアによる報道や議会質問が増えたことは、この問題に対する大衆の意識が高まっていることを証明している。NHRC は身柄拘束中の拷問や死亡問題を最大の関心事の一つと認めている」 [2c] (1a 項)
- 13.07 さらに 2005 年度アメリカ国務省報告書は、「人権擁護活動家、マスメディアの報道、事例報告によると、ジャム・カシミールで治安部隊によってテロ容疑で拘束された人たちの身体には銃創および拷問の痕がある。南アジア人権擁護ドキュメンテーション・センター (SAHRDC) の報告によると、国が人権侵害減少を新たに重要視したことはもとより、不法侵入の件数が全体的に減少したことがあり、その年度を通して身柄拘束中の死亡者全體数はわずかながら減少している。それでもなお身柄拘束中の死亡者数は深刻な問題となっている」と指摘している。[2c] (1a 項)
- 13.08 報告書の引用にあるように、「未成年者は更生施設に収容しなければならないとする法律規定があるが、実際には特に農村地域では監獄に収容されることがある。未決被収容者と既決被収容者の区別はない」 [2c] (1c 項)
- 13.09 さらに 2005 年度アメリカ国務省報告書は、「内務省の 2004 年度年次報告書によると、その年度を通して、国際赤十字委員会 (ICRC) は、ジャム・カシミールの認知された拘置所や国内その他でカシミール人が身柄を拘束されている拘置所を含めて 55 箇所の拘置所で 7,000 名以上の被勾留者を訪問している。その年度を通して、ICRC はジャム・カシミールにある 28 箇所の拘置所を訪問し、1,356 名が拘禁されていることを突き止めた。その内、新たに登録された人数は 524 名であった。ICRC は取り調べ又は移送センターへの訪問を許可されず、北東部の各州では一般の拘置所へアクセスすることができなかった。その年度を通して、同機関は、これまで同様にジャム・カシミールでは被勾留者に対して通常のアクセスを確保していくことが困難であったと述べた」と報告している。[2c] (1c 項)
- 13.10 2005 年度アメリカ国務省報告書が指摘しているように、「2004 年 1 月発行の報告書の中で、拷問に関する国連特別報告者は、拷問・勾留は国中で特にジャム・カシミールで現在なおも行われているとのコメントを発表し、政府は調査の申し出を拒み続けていることを指摘した」 [2c] (1c 項)
- 13.11 2003 年 6 月キーシング世界事件簿の報告によると、2003 年 6 月 23 日ジャム・カシミール議会問題担当大臣アドル・テーマン・ヴェーリは州議会に対して、1989 年に分離独立暴動が北部の州で勃発して以来地元警察やインド治安部隊に

による身柄拘束中の殺害疑惑件数は 144 件とあったと報告している。こうして初めて州当局者が身柄拘束中の死亡問題の存在を認めた。[5q] 2004 年 8 月 9 日の BBC 報告によると、インドとパキスタンはめずらしく戦争捕虜の交換を行った。これに先立って双方が戦争捕虜の存在を否定していただけに、このような身柄の引渡しは異例の出来事であった。[32dk]

- 13.12 2005 年 3 月 1 日付けのザ・ヒンズーの報告によると、ペルヴェズ・ムシャラフ大統領は国内の監獄からインド国民 200 人の釈放を命じた。「即座の決定で、大統領はここでインドの左派前線指導者であるハルキシェン・シン・スルジェートとアブ・バルダンの両者と 1 時間にわたる会合中に捕虜の釈放を命じた」[60f]
- 13.13 2005 年 7 月 19 日付けの BBC ニュースの報告によると、「東部にあるインドの州オリッサ出身のある部族男性が無罪判決を受けたにもかかわらず、釈放されるまでに 9 年かかっている。プラタール・ナイクは 1989 年地元の裁判所で殺人の有罪となり、1994 年に同州の高等裁判所によって無罪判決を受けたが、2003 年になってようやく釈放された。遅延理由は知られなかった。弁護側は 100 万ルピー（23,000 ドル）の賠償請求を最高裁判所に行なったが、判事は弁護側の主張を退け下級裁判所に事件を差し戻した。最高裁判所判事はこの事件に対するこれまでの判決に間違いはないとしたが、弁護側は「重大な」事件であると最高裁側を説得した。最高裁は高等裁判所に対して最高裁が訴えを棄却したことによる影響されないよう求め事件の見直しを命じた。「ナイク氏は心神喪失と報じられたが、1989 年 12 月投石の結果死に至らしめたとして有罪判決を受けたが、1994 年 10 月無罪判決が言い渡された。インドの裁判は正義をもたらすまで何年もかかることで知られている。多くの場合、無罪が言い渡されていても監獄当局によって何ヶ月もの間、場合によっては何年にもわたって適切な理由もなく釈放されないことがある」[32hy]
- 13.14 2006 年 2 月 14 日付けのガーディアン・リミテッドの報告では、70 歳の男性が容疑もないまま約 40 年間投獄されたが、地元の新聞がこの惨状を取り上げ釈放の運びとなった。容疑もないまま 38 年経過して釈放された。ジャギヴァン・ラム・ヤダヴは 1968 年に義理の姉を殺害した容疑で逮捕されたが、同氏に関する記録が失われ裁判を受けることは一切なく、インドの巨大な司法制度の中に忘れられる状態になった。最高裁判所は個人的に保釈金を用意させる保釈を命じた。[42f]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

死刑

- 14.01 2002年12月18日のBBC報告は、インドは実際行われることはまれであるが現在なお死刑制度を存続させている世界の国々の一つである。インドの法律の下で死刑が適用される場合は、殺人、集団強盗殺人、子どもや心神喪失者の自殺教唆、政府に対する戦争行為、軍人による反乱の教唆、最近ではテロ行為があるが、1983年最高裁判所は、死刑の適用を「ごくまれな場合」に限るという判決を下したと指摘している。[32cx]
- 14.02 2003年9月22日付けのBBCによると、もっとも重大な事件に確保される。被告は最高裁判所に至って上訴の権利を有し、大統領恩赦を請うことができる。[32bp]
- 14.03 「AHRCはインド最上位の裁判所判決を『実体に欠ける』と批難」と題する2004年8月13日付けのアジア人権委員会のプレスリリースによると、インド憲法は生存権を保障しているが、法律に規定されている手続きに従う場合は除外される。[57a]2004年8月5日付けの「インドで少女殺人犯絞首刑」と題するガーディアン・リミテッドのウェブサイト報告によると、過去30年間で処刑された数はわずか40名である。国内には数十名以上の死刑囚があり、大統領に対する請願は死刑囚にとって最後の手段となる。[40a]
- 14.04 2004年1月のキーシング報告によると、最高裁判所は2001年12月インド議会襲撃を画策した罪で有罪となった2人に対して、1月19日の死刑判決を猶予したが、[5e] 後日2004年8月4日BBCニュースが報じたところによると、「最高裁判所は、2001年のインド議会襲撃の罪で有罪となった男性に対する死刑判決を支持した。モハンマド・アフザルは「国に対する戦争行為」と議会襲撃に関与したとして死刑判決を受けたが、もう一方の男性であるシャウカト・フセインは10年の懲役に減刑されている」[32gk]
- 14.05 2004年8月14日付けのBBC報告によると、インドでは、1995年アブドュル・カラム大統領が、1990年14歳の女子生徒をレイプ殺害したとして有罪となった男性からの恩赦の請願を拒否してから初めて死刑が執行された。[32cy]2004年8月13日付けのプレスリリースによると、アジア人権委員会は死刑を支持したとして最高裁判所を批難した。[57a]
- 14.06 「世界の死刑制度：2004年の動き」と題するアムネスティー・インターナショナルの2005年4月の報告書で指摘しているように、「その他インドの事例では、勾留長期化を理由に死刑が終身刑に減刑されている」[3o]
- 14.07 アムネスティー・インターナショナルの2006年度年次報告は、「その年度を通して少なくとも77名が死刑の判決を受けたが、執行は実際はされていない。各州の死刑囚の数については総合的な情報はない。カラム大統領と新たに任命された

- 最高裁判長は概して死刑に反対を表明している。大統領は議会に対して、死刑囚からの恩赦の請願を取り扱う包括的政策を求めた」と指摘している。[3q] (死刑)
- 14.08 「2005年度死刑動向」と題するアムネスティ・インターナショナルの報告にあるように、「インドの大統領は・・・憲法72条に従って付与された特権を利用して死刑囚50余名の恩赦を求めるに2度目の要請を行った。これに先立って、大統領は恩赦の推薦を行っていたが、内務省には大統領恩赦に適合しないとして受諾されなかった」
- 「10月カラム大統領は議会で死刑制度について議論し、改革のための包括的政策をまとめるよう公の場で求めた。インドの新たに任命されたY.K.サベルワル最高裁判長もまた、死刑廃止支持を表明し、公の場で報道者に対してこの国の国民としては死刑廃止を支持し、最高裁判所の裁判長としては『ごくまれなケースに』限定して・・・死刑を適用すると話した」[3p]
- 14.09 2005年4月27日のBBCニュースの報告によると、「インドの裁判所は、2002年1月にカルカッタにあるアメリカ文化センターを襲撃したとして有罪になった7名に死刑判決を言い渡した。その中の一人であるアフタブ・アーメッド・アンサリは、判事によると、攻撃を画策して警察官5名を殺害し、その他20余名にけがを負わせた人物だとされる。2名は証拠不十分無罪となった。・・・過去3年間で検察側証人の123名と弁護側の証人3名出廷し、300回の裁判が開廷された後、判決の言い渡しが行われた」[32ig]
- 14.10 2005年8月4日付けのBBCニュースの報告によると、「アフザルとフセインに対して2002年12月の裁判で下された死刑判決は、新たに成立した厳しいテロ行為防止法の下で初めて出されたもので、この法律はそれ以来廃止されている。両者にとって最高裁判所が判決の覆しを求める最後の場であった。・・・今やアフザルは恩赦の請願を行なうことができる・・・」[32ho]
- 14.11 2005年3月9日のBBCニュースの報告によると、「インドの裁判所は8歳の少女をレイプし殺害したとして有罪になった2人に対して死刑判決を言い渡した。事件は2年以上前グワハティの北東にある都市で起きている。死刑は通常特に凶悪な犯罪や政治的に微妙な犯罪のために確保されているが、国内の裁判所がレイプ・殺害で有罪になった者に対して死刑判決を行うのはその1年で3回目になる。先週カルカッタ裁判所は商人殺害で有罪になった3人に対して死刑判決を言い渡している」[32gz]
- 14.12 2004年度の事件を取り上げた2005年度の報告書のなかでアムネスティ・インターナショナルは、「死刑判決を受けた少なくとも23名のうち1名の執行が行われた。死刑囚の数については総合的な情報はないが、長期間にわたって死刑囚として過ごす場合があり、これは残酷、非人道的であり品位を下げるような処罰であるとして現在もなお懸念されている。ダナンジョイ・チャテルジェは13年の投

獄生活後 8 月絞首刑に処せられた。1990 年にレイプ・殺害で有罪となっている。
1997 年以来インドで明らかとなつた死刑としてはこれが初めてである。[3n]
(p.3)

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

信仰の自由

序論

- 19.01 この国は公式宗教のない宗教にとらわれない国である。宗教的な不寛容に関する特別報告官の1997年の報告にも記されているように、インド憲法の前文ではインドの民主主義と世俗主義を約束し自由に宗教を実践する権利と同様に宗教や信仰の自由をすべての市民に保証する。[6b] (p3)
- 19.02 アメリカ国務省信仰の自由に関する国際報告書2006年[US Department of State International Religious Freedom report 2006] (USIRF) に報告されているように: 「憲法で信仰の自由は提供されており、中央政府は一般に現実にこの権利を尊重していた。しかし州政府や地方政府のなかにはこの自由を制限していたものもあった... この国は公式宗教のない宗教にとらわれない国である。」[2b] (セクションI、信仰の自由の状態)
- 19.03 同報告書は以下のように続く:
- 「中央政府は信仰の自由を改善するために主要な分野において積極的な方策をとったがこの報告書の報告期間においては一般的に信仰の自由に関する状況は同じであった。統一進歩連盟[United Progressive Alliance] (UPA) は世俗政府と宗教的な寛容性というこの国の伝統および宗教的少数派の権利に対する尊重に基づいて包括的世俗的な政治要綱を引き続き実施した。テロリストがアヨージャとバラナシのヒンドゥー教寺院を攻撃することによって宗教的対立を引き起こそうとした。政府はヒンドゥー過激派を抑え報復攻撃と仕返しを防ぎこのイスラムのコミュニティに安全を保証するためにすぐさまに反撃した。イスラム教聖堂の破壊に対する抗議がヒンドゥー教とイスラム教との暴力を引き起こす恐れがでたあと、政府はまた、ワドダラやグジャラートの宗教的暴力を鎮圧した。国家人権委員会[National Human Rights Commission] (NHRC) は2002年のグジャラート暴動を取り囲む現在進行中の合法的な戦いを引き続き監視した。」[2b] (セクションII、信仰の自由の状態)
- 19.04 アメリカ国務省信仰の自由に関する国際報告書2006年にも述べられているように: 「多くの連邦政府および州の法律がこの国の信仰生活を規制している。これには1976年の外国貢献規制法[Foreign Contribution Regulation Act] (FCRA)、いくつかの州の反改宗法、1967年の非合法活動防止法[Unlawful Activities Prevention Act]、1988年の宗教施設(悪用防止)法[Religious Institutions (Prevention of Misuse) Act]、1946年のインドの外国人法[Foreigners Act]および1869年インド人離婚法[Indian Divorce Act]などがある。」
- 「政府は、コミュニティ内の衝突を引き起こし、テロリズムや治安妨害などに関わり、あるいは外国のおよび地元の伝道師や宗教組織への外国資金支払を禁止する法

律のF C R Aに違反したりした宗教組織を禁止するかもしれない。組織のなかにはこのF C R Aが、彼らが人道的および教育的活動に適切に資金を供給するのを妨げていると訴えている。」[2b] (セクション II。信仰の自由に対する制限)

19.05 特別報告官 1997年のレポートでは以下のように言及している。刑法は宗教や信仰に基づく寛容や無差別についてのあらゆる違反を禁止し罰している。つまり、宗教を理由に、異なるグループ間の敵意を助長すること (セクション 135A) ; どの階層の宗教であれそれを侮辱するために礼拝の場所を害し汚すこと (セクション 295) ; どんな階層であれその宗教を侮辱して宗教的感情を憤慨させることを目的とした故意の悪意ある行為 (セクション 295A) ; 宗教的な会合を妨害すること (セクション 296) ; そして宗教的感情を傷つけることが目的で故意に言葉を発すること (セクション 298) [6b] (p4)

19.06 特別報告官の 1997年レポートでは次のように述べる。1951年国民代表法のもとでは、候補者が宗教を利用して誰かに投票を頼んだりあるいは投票をしないように頼むこと、あるいは、候補者の選挙での公算をよくする方法として宗教的シンボルを使うことは違反だとする。[6b] (p5)

19.07 2006年U S I R F報告書では次のように述べる。:

「2001年の政府の国勢調査によると、ヒンドゥー教徒は人口の 80.5 パーセントを、イスラム教徒は 13.4 パーセント、キリスト教徒は 2.3 パーセント、シーカ教徒は 1.8 パーセントを、そしてその他には、仏教徒、ジャイナ教徒、パーシ人 (ゾロアスター教徒)、ユダヤ教徒そしてバハイ教徒が含まれ、1.1 パーセントを構成した。イスラム教徒の 90% 強がスンニ派であった。: その他がシーア派であった。仏教徒には大乗佛教、上座部佛教の信者が含まれた。そしてローマ・カソリック教徒、プロテstant教徒もともにいた。部族 (歴史的にいってカースト制度に属さない土着のグループのメンバー) は一般に政府統計ではヒンドゥー教徒に含まれていたが、彼らはしばしば伝統的な土着の宗教 (アニミズム) を実践していた。イスラム教徒の多数がウッタル・プラデーシュ、ビハール、マハラシュトラ、西ベンガル、アーンドラ・プラデーシュ、カルナータカそしてケーララの各州に見られ、またジャンムー・カシミールではイスラム教徒が大多数であったとはいえ、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒は国全体に広がっていた。キリスト教徒は、ケーララ、タミル・ナードゥ、ゴアなど南部の州と同様に北東部に集中していた。北東部の三つの小さな州 (ナガランド、ミゾラム、そしてメガーラヤ) ではキリスト教徒が大多数をしめた。シーカ教徒はパンジャブ州では大多数をしめた。」[2b] (セクション I, 宗教人口統計学)

異宗教間の結婚

19.08 2006年1月9日付のカナダ I R B の回答に記されているように、「いくつかの消

息筋によれば、異宗教間および異カースト間の結婚はインドでは合法的であり、特別結婚法[Special Marriage Act] 1954年が適応される。」カーストおよび宗教の境界線を越えたカップル間の結婚は、結婚時における特定の条件に応じて、特別結婚法1954年のもと是認される。[4r]

- 19.09 同じ消息筋は引き続いて次のように述べる。「異宗教間の結婚は都市部の学生や職業人の間で多く見られ地方ではあまりみられない。」相談を受けた教授はパンジャブ州では突出したヒンドゥー教徒の数のためシーカー教徒とヒンドゥー教徒の間の結婚は“珍しいことではない”と述べた。彼の意見によれば...インドにおける異なった宗教間で結婚したカップルに対する一般的な社会の態度は“好意的でない”、ということだった。この研究部局[Research Directorate]に対する文書で、インドに基盤をおいているある弁護士は、社会は一般に異宗教間の結婚に難色をしめしていると同意したが、付け加えて、異なる宗教的背景をもって結婚した夫婦に対する扱いは彼らの所在地と社会的なレベルによると付け加えた。またある社会文化人類学助教授は「社会の態度はしばしば人々がこういった結婚を排斥し差別する原因になっている」と付け加えた。2004年7月のある報道記事によると社会は異宗教間の結婚に“非常に反対”していると述べ、グジャラートではそういう態度が一般的であることを強調した。ここでは2002年イスラム教徒に対してヒンドゥー教徒が扇動した暴動があり、この暴動では2000人が亡くなったのだが、そのほとんどがイスラム教徒であった。このあとイスラム教徒とヒンドゥー教徒との間の関係が“分裂”した。この報道記事はまた異宗教間の結婚に両親が反対していることも強調した。」[4r]

[目次に戻る](#)
[出典一覧表へ](#)

宗教上の緊張関係

- 19.10 米国議会図書館連邦政府調査課国家プロフィール[Library of Congress Federal Research Division Country Profile]インド2004年の報告に述べられているように：

「宗教に端を発した暴力は主にヒンドゥー教徒とイスラム教徒との間で起こったが、もっとも知られているのは（ウッタル・プラデーシュ）アヨージャヤのものとグジャラートとマハラシュトラの都市部のものである。分離独立を求めての暴力ほどはあまり見られないとはいえ、これらの戦いはインドの歴史、社会そして政治に関してより大きな一般大衆の論争を引き起こした。インド人民党[Bharatiya Janata Party]（BJP）とともに国家そして州レベルの政治家がこういった衝突を助長したという主張がある。」[112]

- 19.11 U S I R F の 2006 年のアメリカ国務省への報告書ではこの報告書の報告する期間に暴力と差別の事件があったにもかかわらず、さまざまな宗教グループ間の関係は市民大多数の間では一般的に平和的であったと結論づけた。

「普遍的な理解へむけての努力のおかげで宗教指導者たちがともに宗教的な緊張をやわらげるようになった。あらゆる宗教の著名な世俗主義者が、他の宗教の祝日を祝ったり結婚式などの社会的イベントに参加して、他の宗教に対する敬意を公に表する努力をする。イスラム教徒[原文のまま]はヒンドゥー過激論者によるキリスト教への虐待に抗議した。キリスト教の聖職者およびキリスト教組織の代弁者はグジャラートのような場所での反イスラムの暴力を非難する公式声明を発表した。」[2b]（社会的虐待と差別）

19.12 その報告書はさらに引き続く。：

「内務省は2005年この国の社会情勢は概してこの一年間コントロールされていたと報告した。2005年10月14日のウッタル・プラデーシュのMau町での一件を除いて、この国どの地域からも大きな社会的事件は報告されなかつた。この事件ではBharat Milap（祭り）のプログラムの間のヒンドゥー教徒による行進とスピーカーの使用をめぐっての衝突があつた。これで10人の人命が奪われた。しかしその状況はコントロールされた。」[2b]（社会的虐待と差別）

19.13 国連開発計画はその2004年の人間開発報告書[Human Development Report]において、過去50年にわたるインドの社会暴力のレベルを再調査すると、1990年から2002年の間に、すべての記録された暴力の36パーセントを占めると述べた。[71] (p74)この報告書はさらに、宗教の違いに関して、「近年の社会暴力は社会調和の前途に深刻な懸念を増しましたこの国がこれまで達成してきたものを害する脅威となっている。」と述べる。[71] (p48)

19.14 2006年U.S.I.R.F報告書に記されている通り、「N H R Cおよびインド少数民族委員会[National Commission for Minorities](NCM)は差別の申立てを調査し、関係の地方あるいは中央政府当局者にそれを正すための勧告をするためにつくられた政府の機関である。N H R Cの勧告には法的な力はないとはいえ、中央および地方の当局者は一般にそれらに従う。」[2b]（セクションII: 信仰の自由の状態）

19.15 U S S D 2005年報告では、「宗教によって確定したいくつかのグループを含めた一定のグループには法定給付が割り当てられた。例えば、少数派の宗教によって運営されている教育施設では政府からの資金供給を受けるときですら同宗信者に席をとっておくことが許された。ダリット（正式にはアントッチャブル不可触民として知られる）に与えられる給付はいったん彼らがキリスト教あるいはイスラム教に改宗した場合は取り消された。しかし仏教にはそれはない。あるいはシーカ教にもない。というのも表面上はいったんダリットがキリスト教あるいはイスラム教に改宗すれば、法律的にはその人はダリットではなくなるからである。もっともこの二つの宗教にもともに非公式にはそういったカーストの差別は存在していたのだが。」と述べた。[2c]（セクション c）

19.16 同じ報告書はまた次のように述べた。：

「1988年の宗教施設(悪用防止)法 [Religious Institutions (Prevention of Misuse) Act]では、政治的目的のためにあらゆる信仰の場所を使用することを、あるいは犯罪で訴えられているまたは有罪とされた人々をかくまうために寺院を使用することを、刑事罰の対象とする。この法律は、パンジャブのシーカ教徒の礼拝の場所を扱うことを目的に特につくられたものではあるが、すべての信仰の場所に適用される。宗教建築物とその場所の法 (?) [Religious Buildings and Places Act]ではどんな宗教建築物の建設もそれが始まる以前に州政府によって承認された許可が必要とされる。」[2c] (セクション 2c)

19.17 同じ報告書に報告されているように、：

「この年、信仰の自由の状態について重大な変化は何もなかった。そして問題はいくつかの地域に残っていた。少数派宗教に対する攻撃は引き続いた。その年新たに反改宗法は制定されなかった。ヒンドゥトウワ、つまり、他者を除外してヒンドゥーの宗教的文化的規範を政治的に鼓舞すること、が、国家の議論の話題であつたしいくつかの政府の政策や社会の態度に影響を与えた。」[2c] (セクション 2c)

19.18 同じ報告書は引き続く。：「イスラム教徒とヒンドゥー教徒との間、そしてヒンドゥー教徒とキリスト教徒との間の緊張関係はその年続いた。いくつかの州で少数派の宗教に対する攻撃が起り、世俗的なそして宗教的な暴力を防ぎあるいはこれに責を負うものを起訴する政府の能力が疑われることとなった。ヒンドゥー教徒が支配的な地域のイスラム教徒は脅迫され続け、政府からの保護の欠如が報告された。この結果、彼らは働くことも、住むことも、子どもたちを学校にやることもできなかつた。」[2c] (セクション 2c) (社会的虐待と差別)

19.19 世界の信仰の自由に関する合衆国委員会 (?) [The United States Commission on International Religious Freedom]の年次報告書、2005年5月に述べられているように、：

「宗教あるいは信仰の自由に影響を与える重大な展開が昨年インドで起こった...前B J Pのリーダーシップのもと、この委員会はグジャラート州やその他での少数派宗教への増大する暴力にインド政府の対処が不適切であることを見出した。さらに、何人がのB J P政府上級指導者がこの宗教暴力に関係したヒンドゥー過激派組織と公に同盟を結んだり、あるいはそれとの関係を絶つことを拒否した。これに答えて、この委員会は、2002年から2003年に、インドが“特に懸念される国”あるいはC P Cと指定されるよう勧告した。」[2i] (p126-129)

「しかしながら、2004年5月の議会選挙に続き、新首相マンモハン・シンは即座に、議会のひきいる政府はあらゆる種類の宗教的不寛容を拒絶すると述べ、多元的な伝統にこの国を戻すことを誓った。2004年の選挙以来、インドで起こつた劇的な変化の結果として、この委員会はインドがC P Cと認定されるべきともはや勧告していない。」[2i] (p126-129)

「...インドには民主主義的に選ばれた政府があり、法の規則によって本質的に統治されており、この国の独立にまでさかのぼる非宗教統治の伝統がある。インドには動きが遅くしばしば鈍感ではあるが、独立した司法組織があり、宗教的暴力の犯人に責任を持たせるよう働くことができる。インドには活気に満ちた市民社会がある。そこには、宗教的に動機付けされた暴力の増大に対して、広範囲にわたるレポートを調査し出版してきた多くの精力的な独立非政府人権団体がある。そしてインドは報道の自由の本拠地であり、これは、インド国内の現場の状況、そしてB J P政府のもと宗教的に多元的な社会にとり増大する脅威について、広く報道し強行に非難してきたのだ。」[2i] (p126-129)

「この民主主義の伝統にも関わらず、インドの宗教少数派は“住民間の暴力”と呼ばれる、殺害も含んだ激しい攻撃の犠牲者であった。1990年代後半には宗教少数派のメンバーに対しての激しい攻撃には際立った増加が見られた。特にイスラム教徒とキリスト教徒に対して、インド全土で、殺害、拷問、強姦、器物損壊があった。住民間の暴力に関与したもののはめったにその行動に対して責任を負わされることはなかった。この宗教少数派に対する暴力はサング・パリワールと関係するグループの政治的影響力の増大と一致した。サング・パリワールとは、ヒンドゥー教徒でない人々はインドにとっては無関係であるとみなし、積極的に中央政府の政策に対して、ヒンドゥーツバ、あるいは、文化のヒンドゥー化の促進を強く求める、ヒンドゥー過激派国家主義組織の集まりである。サング・パリワールの政治部門、B J Pが1998年に権力へ上昇したこと、宗教少数派への暴力が組織的に処罰されなくなる雰囲気を育てることに一役買った。宗教少数派に対しての暴力を煽ることに直接関与したわけではなかったとはいえ、B J P率いる政府がその攻撃の犯罪者を追跡し、この少数派グループへの敵意という一般に広がった雰囲気を抑えることに、持ちうる権力のすべてを使わなかつたことは明らかであった。」[2i] (p126-129)

19.20 同じ報告書はさらに続ける。：

「最高裁判所の取った処置に加えて、2004年5月の議会選挙でのB J Pの敗北および新政府がとった行動はインドにおける宗教あるいは信仰の自由に対する状況に著しい改善をもたらした。B J P率いる前政府のもとにみられた“処罰を受けないという文化”とは対照的に、2004年7月、マンモハン・シン首相は“私の政府のもとでは、近年のキリスト教徒に対する暴力は過去のことになるであろう”とインドの報道陣に語ったと引用された。シン首相は伝えられるところでは彼の政府の優先事項のなかには“社会の調和を促進しあらゆる種類の原理主義を排斥することだと述べたといわれている。新政府はまたB J P政府のもとでおこった教育の“公共化”を破棄するため迅速な処置をとることを約束した。議会に率いられた政府が最初にとった行動の一つは歴史家による委員会を指名して、サング・パリワー

ルのヒンドゥーツバの見解を推し進めて2002年に導入された教科書の“ゆがみと地域の偏見の部分”を取り除くことであった。もう一つの積極的な手段はテロリズム防止法の迅速な廃止であった。この法律では多くの罪を科せられた人々が不公平にもイスラム教徒がターゲットであった… 状況は改善したとはいえ、インドの宗教的自由についての懸念は残ったままである…」[2i] (インドセクション)

19.21 USSD 信仰の自由に関する国際報告書 2006 年では次のように述べる。：

「中央政府が重要な部門において信仰の自由を改善するために積極的な方策を取っていたが、信仰の自由の状況は一般にこのレポートの報告する期間においては変わらなかった。統一進歩連盟[United Progressive Alliance] (UPA) は非宗教政権と宗教的寛容というこの国の伝統および宗教少数派の権利の尊重を基にした包括的非宗教的政治要綱を引き続き実施した。テロリストはアヨージャとバラナシのヒンドゥー教寺院を攻撃することによって宗教的対立を引き起こそうとした。政府はヒンドゥー過激派を抑え、報復攻撃と仕返しを防ぎ、イスラム教徒のコミュニティにその安全を保証するため迅速に反応した。イスラム教聖堂の取壊しに対する抗議がヒンドゥー教とイスラム教の間の暴力の誘発の恐れとなったあと、政府はまたワドカラ、グジャラートの宗教暴力も鎮圧した。国家人権委員会[National Human Rights Commission](NHRC) は2002年のグジャラート暴動を巡る現在進行中の法廷闘争を引き続き監視した。」[2b] (序論)

19.22 同じ報告書は、UPA 政府は宗教的寛容を改善し宗教的調和を促進しようと引き続き努力したと述べた。国家人権委員会[National Human Rights Commission]と国家少数民族委員会[National Commission for Minorities]は宗教の自由を引き続き促進し、その年次報告では人権問題に焦点を当てた。可能であれば司法による解決を促進した。[2b] (信仰の自由に敬意を表しての改善と積極的な展開)

19.23 UPA 政府は、州政府が地域の暴動をおさめる対策をとることができない場合、中央政府に介入する権限を与える法律を導入した。UPA はまた虐待事件を調査するため人に権限を高めるよう努めた。(USIRF レポート 2006 年) [2b] (信仰の自由に敬意を表しての改善と積極的な展開)

宗教の改宗

19.24 USIRF の 2006 年次報告に次のように報告された。：

「4 州が強制的宗教改宗を禁止する法をもつ。他 3 州には使われていない法があるかあるいは法施行前に付随する規則の用意を待っている法案がある。NGO のなかには州政府がこれらの法を使って自発的な改宗を禁止したり、また少数民族宗教に嫌がらせをしていると主張しているものもあった。改宗の問題は特にキリスト教にとってはこの国においては非常に議論のあるものであった。ヒンドゥー国家主義組織はしばしばキリスト教伝道師が無料で教育や医療を提供してヒンドゥー教徒を、特

に低いカーストから誘い出していると主張し、このような行動を強制改宗と同等と見なした。キリスト教徒はこれを否定し、低いカーストのヒンドゥーは自主的に改宗しておりこういった新しいキリスト教徒をヒンドゥーのグループによってヒンドゥー教に“再改宗”させる努力というのはそれ自体強制的であると応じた。いくつかの州でこの報告書の期間これらの法のもと逮捕があった。逮捕された人々はすべてキリスト教徒であった。キリスト教徒のコミュニティは、反改宗法は差別的な方法で適用され人がヒンドゥー教から他の宗教に改宗するときだけ実施されると主張した。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

19.25 USIRF 2006 年に報告されているように、

「アルナーチャル・プラデーシュ、チャッティースガル、マッディヤ・プラデーシュ、オリッサの各州には強制改宗に対抗する法がある。グジャラートとタミル・ナードゥでは休眠の反改宗法あるいは施行に必要な規則を待つ法案がある。2006 年にはラージャスター州議会は強制改宗に対抗する法を通過させたが、これは知事と閣僚による承認待ちである。しかし、中央政府はこれらの動きが国家の品位と社会の調和に脅威を与えあるいは憲法の精神に反すると認めた場合は州が行動をおこすのに介入してこれを妨げることができる。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

「1967年のオリッサの信仰の自由法（？）[Orissa Freedom of Religion Act] (O F R A) では州政府がその州でおこった改宗の数を明記した月次報告を提出することが求められている。また改宗の見込みのある者は地区の行政長官に懸案の改宗について通知し地元の警察官は申し出られた改宗が合法的なものかどうかを究明するため調査し報告書を州当局に提出することが求められている。このレポートの報告期間中に地区の行政長官が改宗許可を与えなかつたという報告はなかつたしましたこの OFRA のもとの有罪判決もなかつた。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

19.26 同じ報告書は引き続く。

「チャッティースガルとマッディヤ・プラデーシュでは、現在の規定のもとでは改宗違反は罰せられ、最高2年の禁固、そして最高220ドル（10,000インドルピー）の罰金となる… グジャラート反改宗法では力強くや誘惑による改宗を禁止している。しかし、このレポートで報告している期間の終りまでにこの法律は実施されなかつた。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

「2006年3月26日、ラージャスター州議会は反改宗法案を可決した。引き続き州知事の認可と州内閣の承認を待つ。知事がコメントを求めて国の大統領に法案を送ったので、この報告書の期間の終りまでにこの法案は実施されることはないであろう。提案された法は“力の行使によるあるいは誘惑によるあるいはまた他の詐欺的手段による一つの宗教から他への改宗”を禁止し、誘惑を“現金であれ品物であれあらゆる贈り物あるいは満足を与えるもの”と定義している。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

「伝えられるところによると、マッディヤ・プラデーシュでは報告期間内にこの州の反改宗法のもと約20件の逮捕があったということである。有罪判決はなく逮捕された全員は保釈になった。他の州に関しては入手できる公式な数字はなかった。しかし、信仰に基づいて活動するNGOとマスコミの報告によればこのレポートの調査期間内にアーンドラ・プラデーシュでは4人が、チャッティースガルでは14人が、マッディヤ・プラデーシュでは28人が、オリッサでは2人が、ウッタル・プラデーシュでは1人が逮捕されたということが知らされた。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

19.27 USIRF の2006年の報告に述べられているように：

「市民あるいは外国人が宗教的信仰を公言したり広めることを禁ずる国の法律はない。しかし、公然と他の信仰を非難することは社会秩序に危険であるとみなされこの国の外国人法[Foreigners Act]によって禁止されている。この法律は観光ビザの訪問者が内務省の許可なしに宗教の教えを説くことを厳しく禁止している。政府は外国人のあらゆる信仰の伝道師に対して事前の認可なしに入国することを禁止している。そして正しいビザなしに伝道の仕事を行うものを追放する。長い歴史をもつ外国伝道師は一般的にビザを更新することができる。が政府は1960年中ごろから外国人伝道師の新たな居住を認めていない。」[2b]（信仰の自由に関する制限）

19.28 信仰の自由のためのフリーダムハウスセンター（?）[The Freedom House Centre for Religious Freedom] の報告では（2004年6月1日出版、ヒンドゥー教と恐怖）ヒンドゥーは特にダリット（不可触民）のような低いカーストのグループでは他の宗教に改宗する場合、実際のところ法的な差別に直面しやすいと述べた。[43b] (p3) USIRF の2006年のレポートに報告されているように、「ダリットに与えられる給付はいったん彼らがキリスト教やイスラム教に改宗すると取り消された。しかし仏教やシーカ教への改宗の場合にはそうならない。」[2b]（セクションII. 信仰の自由の状態）指定のカーストの身分は“積極的な差別”のシステムである。ここで（中央の、地方の、地元の）政府の仕事の最低数を低いカーストのグループにとっておくのである。[71] (p70-71)

19.29 BBC News は2006年9月20日にBJPのグジャラート政府が宗教改宗に関する法律の改正を通過したが、これがキリスト教徒やイスラム教徒を怒らせることとなった。この改正では仏教とジャイナ教をヒンドゥー教の分派として分類している。この改正の支持者はこれで搾取や改宗の圧力を受けやすいると彼らがいう低いカーストのヒンドゥーを守ることになるというのだ。この改正は仏教とジャイナ教では宗教を変える際に公式許可が必要なくなることを意味する。推定ではヒンドゥー教徒はグジャラートの人口の85パーセントである一方キリスト教徒は0.5パーセントにもみたない。グジャラートのイスラム教徒は人口の約14パーセントを構成する。[32je]